

1. 議事日程（第1日目）  
(予算決算常任委員会)

令和 6年 3月 13日  
午前 10時 00分 開会  
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 議案第30号 令和6年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第35号 令和6年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算
- (3) 議案第36号 令和6年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算
- (4) 議案第37号 令和6年度安芸高田市横田財産区特別会計予算
- (5) 議案第38号 令和6年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算
- (6) 議案第39号 令和6年度安芸高田市北財産区特別会計予算
- (7) 議案第40号 令和6年度安芸高田市来原財産区特別会計予算
- (8) 議案第41号 令和6年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算
- (9) 議案第42号 令和6年度安芸高田市川根財産区特別会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（14名）

委員長	石 飛 慶 久	副委員長	南 澤 克 彦
委員	田 邊 介 三	委員	山 本 数 博
委員	新 田 和 明	委員	芦 田 宏 治
委員	山 根 温 子	委員	先 川 和 幸
委員	山 本 優	委員	熊 高 昌 三
委員	宍 戸 邦 夫	委員	秋 田 雅 朝
委員	金 行 哲 昭	委員	児 玉 史 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（37名）  
市 長 石 丸 伸 二 副 市 長 米 村 公 男

危機管理監	松崎 博	総務部長	高藤 誠
企画部長	高下正	消防課長	藤修二
危機管理課長	岡国浩	総務課長	藤子洋
秘書広報課長	山本裕	財産管理課長	谷静新
財政課長	沖田伸	財政課入札・検査担当課長	櫻昌
政策企画課長	佐々木満	消防総務課長	川下津江
警防課長	小笠原裕	予防課長	江逸見
会計管理者兼会計課長	森岡和	行政委員会総合事務局長	田國秀
政策企画課課長補佐	安田勝	消防総務課課長補佐	田和雄
予防課課長補佐	大野順	危機管理課防災・生活安全係長	竹森
危機管理課消防団係長	岡野順	総務課行政係長	本塚真
総務課職員係長	船津晃	財産管理課管理・営繕係長	田拓也
財産管理課電算管理係長	大下幹	財政課財政係長	野下小
財政課入札・検査係長	中迫大	政策企画課企画調整係長	瀬下哲
政策企画課地方創生推進係長	戸田邦	会計課出納係長	川平秋
警防課救急係長	柚木歩	警防課通信指令係長	河野隆
予防課予防係長	藤原祐	行政委員会総合事務局係長	崎大
秘書広報課秘書広報係主任	城亮	介	井健治

## 6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵	主任主事	山口涉

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○石飛委員長

定刻となりました。

ただいまの出席委員は14名です。

定足数に達しておりますので、これより第12回予算決算常任委員会を開会します。

当委員会における議案の審査は、2月22日の開会の令和6年第1回定期例会において付託のあった議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算」の件から議案第43号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの14件です。

本委員会の審査日程は、お手元の審査予定表のとおり、本日、14日及び15日の3日間といたします。

審査の順番は、本日が、危機管理監、総務部、消防本部、企画部、会計課、行政委員会総合事務局の審査を行い、14日に、市民部、福祉保健部、教育委員会、15日に、産業部、農業委員会、建設部、議会事務局の審査を行います。

そして、全ての審査が終了した後、討論・採決を行いたいと思います。この際、審査の方法について、お諮りいたします。

審査の方法は、お手元に配付しました「審査予定表」及び予算書に係る各課の該当ページを記載した「部局別・中事業別予算書掲載ページ一覧表」により部局ごとに審査することとし、部長の概要説明の後に、担当課長から各課の説明を受けて、課ごとに質疑を行います。

会計については、一般会計から審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計の審査の後、特別会計の審査を行うことといたしたいと思います。

これに異議はありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、さよう決定しました。

審査に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。

石丸市長。

それでは、一般会計等の予算について、職員より詳細を説明します。

これより審査に入ります。

議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算」の件を議題とします。

初めに、予算の概要について説明を求めます。

高下企画部長。

それでは、予算案の概要を、令和6年度安芸高田市当初予算資料に基づいて御説明します。

資料の1ページをお開きください。

主要事業の概要です。従来の資料から見直しを行っており、新規事業や拡充する事業に特化した形で整理をしています。

それぞれの事業の内容については、所管の担当部局から説明をします。次に、5ページをお開きください。

一般会計、特別会計、下水道事業会計の当初予算額を示しています。

従来からの変更点として、令和6年度は、農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計が下水道事業会計へ移行しています。

一般会計の予算額は193億1,400万円、前年度比7億1,886万2,000円、3.6%の減です。

全ての会計の合計は、297億4,541万6,000円、前年度比7億7,726万円、2.5%の減です。

6ページを御覧ください。

こちらは、一般会計当初予算の歳入予算をまとめたものです。

主なものを説明します。

1款市税の減は、定額減税の実施に伴い、個人市民税所得割の減額によるものです。

この減額分については、10款地方特例交付金で措置されています。

11款地方交付税は、歳入の約4割を占めているのですが、令和5年度とほぼ同額、微増です。

15款国庫支出金の増は、自治体情報システムの標準準拠対応に伴う国の補助によるものです。

16款県支出金の減は、農地・農業用施設災害復旧事業費によるものです。

19款繰入金の減は、国民健康保険特別会計繰入金によるものです。

続いて、7ページをお開きください。

こちらは、歳出予算を目的別にまとめたもので、8ページは、歳出予算を性質別にまとめたものです。

主なものについて、性質別のほうで説明します。

義務的経費のうち人件費の増は、会計年度任用職員への勤勉手当の支給によるものです。

扶助費の増は、給食費無償化によるものです。

投資的経費のうち、普通建設事業費の減は、令和5年度に実施した高機能消防指令センター整備事業などの工事が終了したものです。

災害復旧事業費の減は、令和3年8月災害の復旧事業などが終了したものです。

その他の経費のうち補助費等の増、操出金の減は、農業集落排水・浄化槽事業特別会計が下水道事業会計へ移行したことで、操出金から補助金に支出科目が変わることによるものです。

積立金の減は、地域福祉基金積立金によるものです。

続いて、9ページをお開きください。

こちらは、当初予算額の推移です。特徴としては、上の歳入のグラフを御覧ください。交付税の額が右肩下がりに徐々に減っているということがお分かりいただけるかと思います。

そして、それに対応するため、人件費、公債費、扶助費の、いわゆる義務的経費を抑えるとともに、全体の予算規模も抑えるという形で、これまで予算編成をしてきてています。

10ページを御覧ください。

こちらは、普通建設事業費を整理しています。11ページに合計を記載しており、合計は13億5,990万円です。

12ページを御覧ください。

こちらは、市単独補助金を整理しています。15ページに合計を記載しており、合計は4億966万1,000円です。

次に、16ページを御覧ください。

こちらは、公の施設における指定管理施設を整理しています。18ページに合計を記載しており、合計は5億9,027万2,000円です。

次に、19ページから24ページまでは、節別予算、款別予算をそれぞれ整理して記載をしています。

次に、25ページをお開きください。

こちらは、基金の状況です。令和6年度末の基金残高ですが、一般会計所管の基金合計が69億4,222万2,000円、全ての基金の合計が78億7,343万6,000円となる見込みです。

26ページを御覧ください。

こちらは、地方債の状況です。一般会計は、令和6年度に7億2,650万円の借入れを予定し、元金の償還見込額は24億7,947万5,000円で、令和6年度末残高は192億5,519万4,000円と、約18億円残高が減る見込みです。市全体では、約20億円の減となります。

続いて、27ページをお開きください。

こちらは、職員人件費総括表です。一般会計に属する職員は、三役及び再任用職員を含め363人、金額としては30億6,837万5,000円を計上しています。全体では、職員382人、32億1,351万5,000円となります。

28ページは、非常勤特別職の月額報酬支給対象一覧表と会計年度任用職員の月額報酬支給対象一覧表です。

続いて、29ページから46ページまでは、会計別の節別予算、それから会計別の事業別予算をそれぞれ整理して記載をしています。

最後、47ページをお開きください。

こちらは、地方消費税引上げ分を充当する社会保障施策を整理しています。

この資料は、2014年に消費税が引き上げられる際に、その使途を明確にすることになっていることから、作成をするものです。

以上、令和6年度当初予算案の概要を説明しました。

詳細については、それぞれの担当部局から、新たに事業実施をするもの、拡充、縮小するものなど、前年度から大きく増減のある事業や新たに制度改革となるものを重点に説明をさせていただきます。

以上で、終わります。

- 石飛委員長 以上で、説明を終わります。  
これより、質疑に入ります。  
先ほどの概要説明について質疑はありませんか。
- 山本(数)委員 山本数博委員。  
今、相対的な話を聞かせてもらったんですが、地域というか、安芸高田市全体で、今の沿線沿い、国道54号線沿い、中国自動車道沿いですね、そこで将来に向けた投資的なものは何があるんか、ちょっと見えんのですけど、まちづくりの将来に向けた投資は大きなもので何があるんか、もし説明できれば。
- 石飛委員長 高下部長。  
○高下企画部長 エリア別、沿線沿いでどういったというふうな、そういう形でこれというのは、なかなか申し上げにくいところですけれども、最初の市長の施政方針でありました、未来への投資というふうなところが、新たにしっかりと取り組んでいくところということで、教育関係に力を入れていくというのを挙げております。
- 全般的には、そういったところかというふうに思います。  
○石飛委員長 山本数博委員。  
○山本(数)委員 私が聞いたかったのは、今、3つのルートを言いましたですね。そのルートを中心としたまちづくり、その中で投資的なことは何かあるんですかというのを聞いたんです。そこらがないんだったら、ないと言ってもらえばいいんですけども。
- 石飛委員長 高下部長。  
○高下企画部長 そういう路線ごとに、そこをどういうふうに振興していくとか、そういう視点でというところでの整理はできておりません。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 金行委員 金行委員。  
○金行委員 1点お聞きします。  
前年度の総予算が今年度から3.6%減になっておるということを説明していただきました。
- その中で、2019年度に98.2%の経常収支比率ですよね。それを、2022年度には94.4%に改善になっております。その経常収支比率をどの程度までは、大体、私の思いでは、85から90ぐらいと思つとるんですが、執行部のほう、また部長のほうは、どこぐらいを思つていらっしゃるのか、1点お聞きします。
- 石飛委員長 高下部長。  
○高下企画部長 現状の94.4という数字は、まだ来年度については、もう少し厳しくなるというふうに予測しています。基本的には、交付税はもう少し減っていくと思われますし、基本的に、必要な経常的な支出ですね、そこはなかなか抑えていくのが難しいというふうに捉えています。
- ですので、できるだけ経常的な費用でどこが落としていけるかということの取組は、引き続き続けていきます。

94.4、95を何とか切れるように、来年度以降も予算を編成していくたいというのが基本的なところで考えています。

○石飛委員長

補足説明はありますか。

以上で、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員

9ページの歳入の推移の中でだんだんに減っていっているということですが、交付税についてお聞きします。

交付税については、特別交付税というものがあるということで、大変、市の財政も厳しい中で、こういった総務省に特別交付税の申請をされてきたことがあるのかどうか、そこについてお聞きいたします。

○石飛委員長

沖田課長。

特別交付税については、毎年、決まった基礎数値を提出しています。

それらにつきましては、各種漏れのない予算の中から、普通交付税では措置できない特別な事情があるものを個別に判断し、漏れなく報告をしているところでございます。

以上です。

山根委員。

漏れなく報告されていると。

しっかりと、その中で特別交付税を受けることができたものについては、どういう項目について受けることができたのか、教えていただけたいと思います。

沖田課長。

その調査の中の項目では、地域おこし協力隊員であったり、あと、有害鳥獣の関係の対策だったり、あと、交通の関係だったりとかというものが含まれています。

以上、主なものになります。

山根委員。

令和5年度についてになりますけれども、先ほど項目については、協力隊、有害鳥獣というようなことを言われましたが、まず算定項目の中で一番大きいのが地域医療の確保、そして災害関連、公営企業の経営基盤強化、農林水産被害対策、消防救急というようなものが総務省の中には挙げてあります。

昨年、地域医療の確保について私が申し上げたときに、市として特別交付税について考えて対応していきたいと思っているというようなお答えがありましたけど、それについては動いていないということですね。

だから、医療に関する特別交付税の総務省への対応はされていなかつたということでよろしいでしょうか。

高下部長。

ちょっとお聞きしたいんですが、対応というのは、どういう対応をするというふうに思っておられて、それができていないとおっしゃってい

るのか、教えていただけますか。

○石飛委員長

山根委員。

○山根委員

令和5年度の予算のときに、地元の総合病院の支援が必要ではないかとお聞きしたときに、公的中核病院という位置づけになっているので、市として財源が厳しいが、特別交付税の支援体制というのを考え、また検討しているとお答えをいただいております。

○石飛委員長

高下部長。

○高下企画部長

具体的にどのような取組というふうに思っていただいているかは、ちょっと分かりかねるのですけれども、基本的には、特別交付税についてどのように措置をされるかということについては、国のほうから必要な様式、この取組はやっていますか、やっています、やっていません、どのくらいやっていますというふうな、その様式に基づいて回答していくことしか、市としてはできません。

その基礎数値で積み上がった金額を国のほうで評価をして、それで交付税額が決められているというふうに捉えています。

以上です。

ですので、仮に今、山根委員がおっしゃったような、そのような医療の関係のことが特別交付税の関係で調査が来ているようでしたら、それは漏れなく回答しているはずです。

(交付税の仕組みから説明したほうがいいんじゃないですかね。多分、補助金のだくりと勘違いされているのかなど気がするんですけども。その説明からしますか。いいですか。との声あり)

○石飛委員長

補足説明はありますか。

よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[質疑なし]

○石飛委員長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより、危機管理監の審査を行います。

予算の概要について説明を求めます。

松崎危機管理監。

令和6年度安芸高田市当初予算資料の1ページをお開きください。

上段の危機管理監に記載をしておりますとおり、グッドドライバー・レッスンの開催、広島県総合行政通信網の再編、適切な避難行動の促進が主要な事業となります。

詳細につきましては、危機管理課長が説明をいたします。

以上です。

続いて、予算について説明を求めます。

國岡危機管理課長。

危機管理課の予算の説明をいたします。

まず、歳入の主なものです。

予算書の25ページをお開きください。

説明欄の1段目の5行目から、消費者行政活性化事業補助金、避難の呼びかけ体制構築支援事業費補助金は、事業の実施に伴い交付される県補助金です。

33ページをお開きください。

下から3段目、消防団員退職報賞金は、消防団員等公務災害補償等共済基金から歳入される報賞金です。

最下段、上から3行目から、広島県防災ヘリ運営費助成金、広島市消防ヘリ運営費助成金は、広島県防災ヘリコプター並びに広島市消防ヘリコプターの運営に係る市負担金に対する助成金です。

4行下の安全・安心まちづくり事業助成金は、安全・安心の確保を目的に実施する事業に対する助成金で、いずれも広島県市町村振興協会からの助成金です。

続いて、歳出です。

61ページをお開きください。

上から2段目、交通安全推進事業費は、長く安全に車を運転するための体験型イベントであるグッドドライバー・レッスンの拡充に伴い、開催に係る負担金などを計上しています。

次に、説明欄の3段目、防犯施設管理事業費は、市が管理している防犯灯及び防犯カメラの光熱水費などです。

151ページをお開きください。

最下段、非常備消防費は、消防団員の年額報酬、出動報酬、退職報賞金のほか、153ページをお開きください。

消防団員退職報賞金の掛金などです。

次に、説明欄の2段目、消防施設管理費は、消防団車両の購入に係る備品購入費などです。

防災施設管理費は、次の155ページをお開きください。

国や市、防災関係機関等との情報の確実な受伝達を目的に広島県が整備している「広島県総合行政通信網」の再編整備に係る負担金などです。

災害対策費は、市内の災害危険区域内の世帯数、人数等の件数を集計、把握するための新規事業である土砂災害エリア対象者リスト作成に係る業務委託料や、広島県防災ヘリコプター並びに広島市消防ヘリコプターの運営に係る負担金などです。

以上で、説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 155ページ、災害対策費について、先ほど説明がありました委託料の土砂災害エリア対象者リスト作成業務委託料についてなんですか、これはリスト作成などで、今年度のみ単年のものなんでしょうか、それとも今後もずっと続していくというものなのでしょうか。

- 石飛委員長 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 はい、予算計上は単年になっておりますので、単年で考えております。その効果を見まして、今後も継続する必要があるんであれば、そのような対応を取っていきたいと考えています。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 山本(数)委員 山本数博委員。 155ページの上の2段目になりますが、18節の負担金補助及び交付金の負担金ですね、広島県総合行政通信網整備工事負担金なんですが、これはどういったことをするんでしょうか。
- 石飛委員長 國岡課長。
- 國岡危機管理課長 広島県が災害時における国・県・市町、防災関係機関相互の通信体制を確保するために整備したものを作成するものです。
- 石飛委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 その通信体制というのは、どういったものでしょうか。
- 石飛委員長 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 簡単に言いますと、防災無線です。既に、これは一番最初に県のほうがつくりました、県内市町で。それをデジタル化をするものです。
- 石飛委員長 以上です。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員 南澤委員。 先ほどの田邊委員と同じところなんですけれども、災害対策費の委託料の土砂災害エリア対象者リスト作成業務なんですが、これは既にハザードマップがあって、どこが土砂災害の危険区域かというようなことはできているかと思うんですけども、そのものとどういう違いがあるんでしょうか。
- 石飛委員長 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 ハザードマップにつきましては、実際に提示をさせていただいております。
- 石飛委員長 しかしながら、土砂災害警戒区域にお住まいの方の避難率が悪いということもありますので、改めて居住されている方のそのエリアの危険性を通知をするというものです。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 宍戸委員 宍戸委員。 151ページ下から3行目ですが、消防団員退職報償金2,500万円、近年、退団者の人数が多い傾向にあると思いますが、何人見込んでおられるんでしょうか。
- 石飛委員長 國岡課長。
- 國岡危機管理課長 昨年と同様、50人分を見込んでおります。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 熊高委員 熊高委員。 155ページ、先ほど田邊委員、南澤委員がおっしゃった土砂災害エリ

ア対象者リスト作成業務委託料で、概略は今、説明があつたんで、分かったんですが、これを運用するに当たって、行政がそういう地域の皆さんに確認するんだというような管理監の説明だったと思うんですが、その辺の理解でよろしいんでしょうか。

○石飛委員長

松崎危機管理監

○松崎危機管理監

やり方の中身を問われているというふうに思いました。  
県が公表しています土砂災害エリアのデータ、そして住基ネットのデータ、これを重ね合わせまして、その土砂災害エリアにお住まいの方に通知をするものです。

先ほど、南澤委員がハザードマップとどう違うのかというお話をされましたけれども、一致をしています。

しかしながら、その土砂災害エリアにお住まいの方に関しまして、改めて危険度をしっかりと通知をし、適切な避難行動につなげていくことが狙いとなっています。

以上です。

○石飛委員長

熊高委員

○熊高委員

行政のほうがそういう通知を改めてする、危険をさらに認知、認識してもらうという意味だと思いますけれども、ですから個人情報の扱いとか、そういうもののとの関連性というのではないということで理解してよろしいんでしょうか。

松崎危機管理監

個人情報の取扱いについては、厳正に、そういうことが漏れることがないように対応させていただきます。

ほかに質疑。

石丸市長

○石丸市長

今、幾つか質疑があって、少しイメージが伝わっていないのかなと思ったので、改めてお伝えすると、物すごく簡単な事業です。

今まで、ハザードマップをつくって渡して、見ておいてくださいねと言って終わっていました。そうじゃなくて、ハザードマップに、お宅のお家がここに書いてありますと、危ないですよというまで通知するのが、今回の事業です。

なので、通知が行った方は、その居住地というのは危ないというのが明確に認識できるようになります。その違いです。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員

○石飛委員長

155ページの災害対策費の一番下なんですけれども、自主防災組織育成補助金なんですが、これまで自主防災組織の育成にはかなり力を入れてこられたと思うんですけれども、昨年に比べて金額が減額されているんですけども、そこについての説明をお願いします。

國岡課長。

○石飛委員長

昨年の実績を踏まえまして、防災訓練事業費を、昨年度は200円掛け

る1,500人を見込んでいましたけれども、1,000人に減じたため、金額が減っております。

○石飛委員長

ほかに。

田邊委員。

人数を減らした理由というのは、何かあるんでしょうか。

國岡課長。

昨年度、それからその前年度の訓練に参加された人数割で換算しまして、人数を減らしております。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

すみません、61ページ、交通安全推進事業のところで、昨年まで賞賜金ですかね、免許返納に関するところだったと思うんですけども、こちらがなくなっているところというのは、先般の一般質問等であったんですけども、そういったところで、この賞賜金がなくなったという理解でよろしいでしょうか。

國岡課長。

この事業は、事業の開始から十数年経過しまして、事業開始当初の高齢者的人身事故数が減少していることに加えまして、2017年から高齢者の免許更新に認知症検査が導入された年の前後から、免許返納の申請者数が減少傾向にあります。

さらに、免許返納事業の効果が薄れていることから、事業の転換が必要であると考え、グッドドライバー・レッスンを拡充するために、このようにさせていただいております。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

今の南澤委員と同じ箇所ですけれども、グッドドライバーに変えていくという、この間の一般質問でも、概略、方向性というのは認識できたんですけども、免許返納に関わって、今後、そういう免許返納をされる方に対する、これまでのイメージから少し変わってくるんだというふうに認識してますけれども、その辺の具体的な高齢者の皆さんに対する周知徹底というんですかね、その辺のことはできておるんでしょうか。

松崎危機管理監。

この事業を廃止するということにつきましては、既にホームページのほうで公開をさせていただいております。

さらには、グッドドライバー・レッスン、こういったことを通して、より長く安全に車を運転していただいて、生活の質を維持するということについては周知をしていきたいと思っています。

それは、グッドドライバー・レッスンを開催し、参加を住民の皆さんに求めていくということが、それにつながると考えています。

以上です。

○石飛委員長

石丸市長。

○石丸市長

少し補足を行います。

今、課長のほうから説明があったんですけども、一番大事なポイントは、この事業の効果が薄れているという点です。

多少の特典をつけたから返納が進むというのは、非常に甘い読みだなという評価をしました。

熊高委員は、今、変わるというふうにおっしゃったんですけども、変わらないメッセージというのがありますて、何かと言えば、運転が自信がないと、自分でできないかも知れないと思ったんであれば、それは素直に返納していただきたいと思います。無理をして運転を続けてくれというメッセージでは全くありません。

なので、市の施策として効果がないと評価したのでやめる、これが基本です。

○石飛委員長

ほかに質疑は。

熊高委員。

方向を転換するということで、この間からいろいろ聞いておりますが、具体的には、1回事故をしたから、もう返納したほうがいいという、周りの皆さんおっしゃることが多いんですね。その中で、返納せざるを得んだろうということなんで、これからグッドドライバーレッスンを受けるというふうな状況に、これまでの経過からすると、なりにくい人ももう既にいらっしゃるんですね。その辺のフォローをどうするかということもあるんですね。

ですから、微妙な線上にいらっしゃる方もおられるので、その辺をどうフォローするのかなというのが少し私には見えてこないところがありましたんで、移行するということに対する理解というのは私もするんですけども、その辺の微妙なところが、新年度の方向性という、昨年度、一昨年度からですか、やってきておりましたけれども、その辺が本当に伝わっておるのかなという気がしましたんで、その辺を十分に伝えながら、今、ちょうど端境期にいらっしゃる皆さんに丁寧に説明が行き届くような、そういったことを、どんなふうにすればできるのかなというのをお聞きしたかったんですが、いかがでしょうか。

石丸市長。

危機管理監から、ただいま話にあったとおりなんですが、できるだけ長く安全に運転をしてもらう、続けてもらうための啓蒙活動がグッドドライバー・レッスンなので、今、その事業をまさに展開しています。

それで直ちにどうにかなるではなくて、あれそのものが啓蒙です。啓発の事業です。

石丸市長。

参加された方は分かると思うんですけども、グッドドライバー・レッスンの中では、安全運転の運動・体操であったり、あとは、この前、言及もありましたが、サポカーの体験ですね、あの辺りが啓発・啓蒙に

なっています。あれを知つてもらって、安全意識を高めるとともに、それは単に自分の運動能力・テクニックだけではなくて、ハードのほうですね、車そのものでも安全が確保できる時代になってきているというのを知つてもらう、これがグッドドライバー・レッスンの趣旨です。

○石飛委員長

熊高委員。

○熊高委員

うがった言い方をするようになるかは分かりませんが、返納しようと思ってたんだけど、グッドドライバー・レッスンに参加して、もう一度運転をしていきたいなというふうな気持ちになつてもいいというか、そんな感じになることも一つはプラス面に出てくるかなという気はしますが、そこまでは望んでいないという理解でよろしいでしょうか。

○石飛委員長

石丸市長。

○石丸市長

この事業に限らないんですけれども、基本的に行行政がとやかく言う類いのものではほとんどありません。市民一人一人が判断すべき事象というのはあると思います。自動車免許証というのは、本人が免許されているものですので、本人が自主的に判断すべきです、本的に。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもつて質疑を終了し、危機管理監の審査を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時47分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、再開します。

これより、総務部の審査を行います。

予算の概要について説明を求めます。

高藤総務部長。

それでは、総務部の予算について、概要を説明します。

職員等人事費は、先ほど企画部長の総括説明がありましたので、割愛をさせていただきます。

当初予算資料の1ページをお開きください。

総務部の概要です。

総務課、業務管理ツールの導入では、業務内容の進捗など、全体像が確認できるシステムを導入し、仕事の効率化を図ります。

次に、人材の確保では、情報サイトへの掲載拡充やテストセンター方式による試験方法の変更により、将来を担う職員人材の確保を進めます。

財産管理課、通報録音システムの導入では、本庁の電話に録音システムを導入し、業務効率の改善を図ります。

次に、公共施設のLED化では、本庁・アージョの照明のLED化による省エネを進め、施設管理費のコスト削減に取り組みます。

次に、基幹システムの標準化では、国の指針に基づき、基幹システムの標準化を進めます。

次に、庁舎ネットワーク環境の切り替えでは、職員が業務で使用する庁内ネットワーク環境を、LGWAN系からインターネット系に切り替え、庁舎外からのメールやスケジュール確認等が可能となる環境を構築し、業務の効率化を図ります。

各事業の詳細は、それぞれの担当課長から説明します。

続いて、総務課の予算について、説明を求めます。

新谷総務課長。

総務課の予算を説明します。

まず、歳入の主なものについて説明をします。

予算書の17ページをお開きください。

説明欄の中段、人事交流負担金は、令和6年度において相互派遣等を行う予定としております12名の職員人件費相当分の人事交流負担金9,100万円を計上しております。

次に、33ページをお開きください。

説明欄の中段、総務関係雑入のうち、会計年度任用職員等社会保険雇用保険料は、会計年度任用職員等の被保険者負担分雇用保険料250万円を計上しております。

続きまして、歳出です。

43ページをお開きください。

説明欄の中段、総務一般管理費総務課所管分は、行政嘱託員による行政情報提供事業、その他一般管理事業等に要する経費で、前年度と比較しまして増加している保守点検委託料48万2,000円は、今年度から導入している郵便料金計器の保守料です。

また、電算ソフト使用料162万円は、業務管理ツールの導入に伴うライセンス使用料です。

高齢化や地域の人手不足等から、長年にわたる課題である行政嘱託員制度に対する施策として、行政情報の配達のみを行う登録配達員制度の導入を予定しております。

45ページをお開きください。

中段の法制執務事業費は、例規の制定改廃、情報公開・個人情報保護制度運用等に要する経費で、例規集データベースシステム使用料等182万6,000円などです。

ページ下段から47ページ上段にかけて、人事管理事業費は、職員の人材育成事業、人事管理事業、福利厚生事業等に要する経費で、前年と比較して、職員採用試験業務委託料が増加しております。

これは、転職サイトへの情報掲載や受験方法をテストセンター方式に変更することに伴うものです。

以上で、説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長

○新谷総務課長

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋 田 委 員

47ページの職員採用試験業務委託料について、お伺いいたします。

職員採用試験そのものに、私、議員としてどうこうではないんすけれども、ただ、まず1点、予算審査なので、前回、前年度よりは増額という話をされて、43万5,000円から101万2,000円の今年度増額ということで、内容的には、テストセンター方式の試験になるということの説明だったんですが、そこら辺りで新規事業として書いておられるのは、拡充事業として人材の確保ということなので、そこら辺りが、その試験とその人材、その部分についてどうつながったりするのか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長

新谷総務課長。

○新谷総務課長

今回の増額は、2つありますて、転職サイトへの掲載と、テストの受験会場をテストセンター方式ということで、全国各地で受けられるような形にしております。これによりまして、幅広く受験者の方で利便性をよくするということを目的としております。

そのことによって、受験者数が増え、受験者、優秀な人材を確保できるかと考えております。

秋田委員。

○石 飛 委 員 長

全国各地からの試験される方を募集という形での人材の確保ということでございますんで、ただ、人材もいろいろ選ばれて、立派な職員が入られてこられるんだと思うんですが、その中において、テストセンター方式だとおっしゃいました。その辺りは、どうもそこの人材、その人材という言い方が失礼があつてはいけませんけれども、その人がより高度な人になるとか、高度というのは、知識面とかも含めて、高度になるというような考え方で、このテストセンター方式ですか、そういうことを選んでやっていくんだよということなのか、どうしても人材という中には、ある意味、サービスなんで、行政も。そのサービス的な面から言ったら、ただ、試験だけでの人材ではなくて、そういったところの人間的なところも含めた試験も私は必要なんじゃないかなという気はするんですが、現実はそうはいかないんでしょうが、そこら辺り、テストセンター方式で、きちんとそういったところを取り入れができるのか、人材確保につながるのかというので伺っておるんですが、再度、答弁があればお願ひいたします。

○石 飛 委 員 長

新谷総務課長。

○新谷総務課長

テストセンター方式というのは、会場が安芸高田市で試験をしていたものが、いろんな場所で試験が受けられるというもので、中身自体は今までと変わりませんので、優秀な人材という面で、いろんな多角的なところから見るということには変わりないかと思います。受ける受験会場が広くなったということの変更だけです。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 まず、今の職員は優秀というふうにほめていただいた気がするので、お礼を申し上げておきます。

その上で、仕組みが、恐らく認識がないのかなと思ったので、改めてお伝えすると、1次が筆記、2次が面接、大体、その形になっています。この1次の筆記を、今までここに受けに来ないといけなかつたと。昔の就職活動も、大体、そのパターンだったんですが、志望する会社まで受けに行かないといけなかつた。でも、今は、テストセンター形式と、最寄りの会場で、例えば英検とかT O E I Cみたいに受けに行って、それが大体どこでも使えるというパターンに変わってきています。

なので、このたび安芸高田市も、その形式に変えるというだけで、先ほど課長から説明があったとおり、中身、筆記試験というのは、従来もやっていたものです。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

43ページの総務一般管理費なんですが、12節の委託料で、弁護士委託料268万4,000円とあるんですが、このたび控訴された関係の費用は、このうち幾らなんでしょうか。

新谷総務課長。

この268万4,000円の内訳を申しますと、顧問料が158万4,000円で、新規の着手金が30万円で、解決金が20万円の4回分となっております。

今、裁判をしております案件がありますので、そのうちの1件が控訴分としましたら、20万円を予定しております。解決金の20万円。

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

控訴分に関わる費用は、20万円ということで理解してもいいんですか、弁護士費用は抜きて。

新谷総務課長。

控訴分に係る費用というか、弁護士に対する、控訴に係って弁護士に対する解決金が20万円を予算計上しております。

山本数博委員。

弁護士費用158万4,000円というのは、控訴には関係ないんですか。

新谷総務課長。

これは、顧問料で毎年計上しているもので、控訴には関係はないというふうに考えております。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

43ページ、委託料のところで、行政嘱託員を、今度は行政情報を提供する事業として登録配達員制度に変えていくということだったかと思うんですけども、1戸当たり幾らという形で、これまで行政嘱託員の費用というものは計算されていたと思うんですけども、その計算というの

は、単価は変更ないのでしょうか。

○石飛委員長

新谷総務課長。

○新谷総務課長

行政嘱託員1戸当たり2,700円計上しておりました。登録配達員制度に変更しましたら、2,000円を、今想定をしております。2,700円から2,000円に変更を予定しております。

○石飛委員長

南澤委員。

○南澤委員

それは、年間で2,700円が2,000円になるという理解でよろしいのかという点と、変更理由について、どういうふうな考え方でその金額になったかというところをお聞かせください。

○石飛委員長

新谷総務課長。

○新谷総務課長

考え方なんですけれども、2,700円のうち700円が地域との連絡調整ということで、700円が設定されておりましたので、このたび配達のみということで、2,000円に変更を予定しております。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

今の確認なんですけれども、その700円が連絡調整だというのは、これまででもそうあって、そういう共通認識があって、配達は2,000円だったということで、その連絡調整分がなくなったという理解でよろしいでしょうか。

○石飛委員長

新谷総務課長。

○新谷総務課長

おっしゃるとおりです。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本(優)委員

今の嘱託員の件ですが、私が聞いたところによりますと、嘱託員の委嘱状が4月1日から9月30日までとなっている委嘱状が来たというふうに聞いているのですが、制度の改革をした後は、委嘱関係についてはどのような対応をされるのでしょうか、伺います。

○石飛委員長

新谷総務課長。

○新谷総務課長

嘱託員については、9月末までの任期とさせていただいております。その後は、登録員制度ということに変更していきたいと考えておりますので、9月からの委嘱というのは、嘱託員にはありません。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本(優)委員

今の説明は、今、嘱託員を9月30日まで委託しとる人に対して、ちゃんと説明はされているということですか。

新谷総務課長。

○石飛委員長

今現在、来期の嘱託員の推薦をお願いしております。来年度の嘱託員の推薦をお願いしております。その中で、通知に、来年度の予定として、こういうことを考えておりますというのを入れさせていただいております。

予算の関係もありますので、確定後、また改めて皆さんにはお知らせをしていきたいと思っております。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって総務課に係る質疑を終了します。

ここで、換気のため、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

続いて、秘書広報課の予算について、説明を求めます。

山本秘書広報課長。

○山本秘書広報課長 それでは、秘書広報課の予算を説明します。

歳入についてです。

予算書の33ページをお開きください。

説明欄の下段、総務関係雑入の上から9番目、企業広告収入54万円は、広報紙及びホームページへの広告掲載料です。

その2段下のその他雑入1,255万1,000円のうち、YouTubeチャンネルの収益として、674万2,000円を計上しております。

次に、歳出について説明します。

予算書の43ページをお願いします。

説明欄の下段、総務一般管理費（秘書広報課所管分）です。市長・副市长の秘書業務、表彰事業、インターナシップ事業等に要する経費です。

主なものとして、来年度の市長・副市长の任期満了に伴い、作業服・防災服の購入や挨拶状の送付などに係る消耗品費、印刷製本費、通信運搬費を34万9,000円増額しております。

次に、47ページをお開きください。

説明欄の下段、広報広聴事業費です。こちらは、ホームページ、広報紙、SNSなどを活用した広報事業と、市民モニター、あきたかたMeet-upなどの広聴事業に要する経費です。

主なものとしましては、広報あきたかたの編集発行業務委託料2,098万8,000円、今年度10月に採用しております地域おこし協力隊に係る経費について、来年度は1年分として249万6,000円を増額しております。また、備品購入費の21万4,000円は、デジタルビデオカメラ及び周辺機器の購入費用です。

以上で、要点の説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

南澤委員。

- 南澤委員 総務一般管理費で、先ほどインターンシップの言及がありましたが、インターンシップの予算というのは、どういったところに計上されているんでしょうか。
- 石飛委員長 山本課長。
- 山本秘書広報課長 インターンシップの費用につきましては、カリキュラム中に地域おこし協力隊などの地域の方からの説明といったようなものがありますので、その辺りを講師料として計上しております。
- 石飛委員長 南澤委員。
- 南澤委員 今年度は2回実施されているかなと思うんですけれども、来年度予算の中では、計画は何回の計画をされているでしょうか。
- 石飛委員長 山本課長。
- 山本秘書広報課長 今年度と同様、夏と春の2回を計画しております。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 田邊委員 田邊委員。
- 田邊委員 幸運あきたかた発行業務委託料についてなんですけれども、今年度、紙代が上がったりして、増額をかなりされたと思うんですけれども、またちょっと去年に比べて減額になっていますけれども、これは発行部数とか、そういうものが減るということなんでしょうか。その説明をお願いします。
- 石飛委員長 山本課長。
- 山本秘書広報課長 広報あきたかたなんですけれども、今年度の途中で契約期間が満了となりましたので、新しく契約をしかえております。そのときに、公募型のプロポーザル方式ということで、新しい受託者を決定しておりますが、そのときの入札額の金額が、こちらが設定していたよりも低かったというか、下がったので、今年度計上していたよりも安くついたということです。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 山本(優)委員 山本優委員。
- 山本(優)委員 47ページの広報あきたかた発行業務委託料でございますけれども、これは、昨年、一昨年と広報の内容が不適切だということで、決算認定が不認定になっておりますが、この決算不認定になったことについてのこの対応については、どのようにされておられますか、伺います。
- 石飛委員長 石丸市長。
- 石丸市長 何も問題がないというふうに説明を仕切りましたが、それでも何かまだ意見があるんであれば聞くと意見聴取も申し入れましたが、逃げたのは議会です。個別にも、何か議会だよりの内容について不備があるんであれば、いつ何どきでも構わんと、御意見を伺うというふうにも言っていました。しかし、誰もいらっしゃいません。なので、問題がないというふうに認識をしています。
- 石飛委員長 もし何か、それでもなお問題があるとおっしゃるんであれば、この後でも結構です。ぜひ、市長室までお越しください。逃げないようにお願

- 石飛委員長 いします。
- 山本(優)委員 ほかに質疑はありませんか。
- 山本(優)委員 山本優委員。
- 石飛委員長 不認定にされた理由は、議会の中でしっかりとやられていることでございます。個々でやることではございませんので、議会としての不認定を認めたということで、その対応はいかがされたのかということでござりますので。
- 石飛委員長 山本優委員に確認なんですが、この令和6年度の予算編成には、議会のほうの申入れは反映されていないという答弁だったと思います。
- 山本(数)委員 それで、それ以外の継続質疑があれば、お願ひします。
- 山本(数)委員 山本数博委員。
- 石飛委員長 49ページの一番上のほうになりますけれども、単独補助で地域おこし協力隊員活動助成金というのがあります、これはどういった方への助成なんでしょうか。
- 石飛委員長 山本課長。
- 山本秘書広報課長 こちらのほうなんですけれども、地域おこし協力隊の家賃住宅賃貸料相当として計上しております。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 山本(数)委員 山本数博委員。
- 石飛委員長 家賃賃貸料を助成すると言われたんですけれども、来年は7人ほど雇うようにされておりますよね。この7人に対する事前の予算措置ですか。
- 沖田課長 沖田課長。
- 沖田財政課長 そちらは、政策企画課の予算のほうで計上しておりますので、そのときの審議で聞いていただけたらと思います。
- 石飛委員長 以上です。
- 山本(数)委員 山本数博委員。
- 石飛委員長 対象者は誰ですか。
- 石飛委員長 山本課長。
- 山本秘書広報課長 秘書広報課のほうで採用しております地域おこし協力隊が1名ですので、その方の分、1名分の計上となっております。
- 石飛委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 単独補助と書いてあるんで、単市の費用かとは思いますけれども、交付税の対象にはなりませんよね。どうなんですか。
- 石飛委員長 沖田課長。
- 沖田財政課長 特別交付税の対象になります。
- 石飛委員長 以上です。
- 山本(数)委員 山本数博委員。
- 山本(数)委員 ということは、前の46ページの財源内訳に、その他の欄に54万円とあるんですが、それに含まれておるんでしょうか。
- 石飛委員長 沖田課長。
- 沖田財政課長 特別交付税は、一般財源として計上をしています。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

今の関連なんですが、地域おこし協力隊員活動助成金、昨年が18万円になつたんですけども、今年は36万円と。そこの説明をお願いできますか。

○石飛委員長

山本課長。

○山本秘書広報課長

昨年18万円となっておりますのは、1か月当たりの家賃補助が3万円でしたので、10月採用だったので、6ヶ月分の18万円でした。それが、今年12か月ありますので、36万円になっております。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって、秘書広報課に係る質疑を終了します。続いて、財産管理課の予算について、説明を求めます。

小櫻財産管理課長。

○小櫻財産管理課長

財産管理課の予算について、御説明をします。

まず、歳入について説明をします。

予算書の17ページをお開きください。

説明欄の下側、使用料及び手数料の行政財産使用料398万5,000円のうち、財産管理課所管分として、市有地に設置した電柱等に対する使用料198万5,000円を計上しています。

また、その下、総務施設使用料は、基幹集会所施設使用料を計上しております。

次に、21ページをお願いします。

下側、国庫支出金の社会保障・税番号制度導入整備費補助金387万6,000円は、マイナンバー制度関係による補助金として、また、デジタル基盤改革支援補助金1億2,517万6,000円は、総合行政システム標準化対応による補助金をそれぞれ計上しております。

次に、27ページをお開きください。

下側、財産収入の財産貸付収入1,441万1,000円のうち、所管する土地・建物の貸付収入は1,083万9,000円です。

次に、33ページをお開きください。

下側、財産管理関係雑入は、所管する施設の電気使用料等を計上しております。

続いて、歳出について御説明をします。

49ページをお開きください。

下側、公有財産管理費は、市が所有しています財産の管理に伴う経費となります。

主なものとして、施設の火災共済保険料、管理地の除草費用、公共的施設用地の土地借上料等を計上しています。

次に、その下、51ページにかけてとなりますが、用度管理費は、本

庁・支所の事務用品等の購入費用や事務機器の借上料及び保守点検料を計上しております。

次に、庁舎管理費は、本庁及び支所庁舎の光熱水費、修繕費、保守点検委託料等を計上しております。

新たな取組として、13節使用料・賃借料、事務機器等借上料では、本庁の電話機能にガイダンス付き通話録音システムを導入するためのリース料355万5,000円のうち、130万7,000円を計上しております。

同じく13節機器器具等借上料では、582万1,000円のうち、LED照明器具リース代として528万円を計上しております。

次に、その下、53ページにかけてとなりますが、一般車両管理費は、公用車の燃料費、修繕費、自動車共済保険料及び車両のリース料を計上しております。

2024年度は、10台の車両更新を予定しております。

次に、地域活動拠点施設費は、基幹集会所等の維持管理経費2,049万2,000円を計上しています。

主な経費は、委託料の指定管理料1,255万4,000円は、基幹集会所の指定管理料として、負担金補助及び交付金188万円は、地域小規模集会施設整備費補助金を計上しています。

次に、63ページをお開きください。

中段、電算システム事業費は、2024年度から昨年度まで広域ネットワーク管理事業費がありましたけれども、こちらのほうを統合しております。基幹業務用のサーバーシステムや職員に配備しているパソコンのセキュリティ対策等の保守管理経費、広域ネットワーク保守点検委託料などを計上しております。

主な経費として、委託料、工事委託料は、2025年度末までに全ての自治体が完了しなければならない総合行政システムの標準化費用1億2,517万7,000円、また、庁内ネットワーク環境の切替え費用9,722万5,000円を計上しております。

保守点検委託料は、ネットワーク接続に関する保守点検費用やサーバーの保守点検費用などです。

使用料及び賃借料は、プリンターや業務用パソコンのリース料、基幹系システムの年間使用料、データセンター使用料、コンビニ交付システム使用料等を計上しております。

以上で、説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 51ページの庁舎管理費の需用費、光熱水費なんですかけれども、昨年から1,300万円ぐらい減額となっています。今、光熱水費等がかなり値上がりする中で、ここまで減額できた理由というのは何か、説明をお願い

します。

○石飛委員長

小櫻課長。

○小櫻財産管理課長

2つの要因があります。

1つは、もともと新電力を、昔、使っておりました。その新電力の撤退によって、電力の最終保障供給契約というのに移行して対応しておりましたけれども、今年度4月より一般供給契約へ変更ができたため、これが大きな減額の1つです。

もう1点は、来年度、LEDのほうに照明のほうを変えさせていただきますので、この2点が大きな減額の要因となっております。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

63ページの行政情報等に要する経費です。

行政情報処理費で、今年度の新規事業として、基幹システムの標準化であったり、それから府内ネットワークの環境の切替えということで予算計上されていて、今、説明があったのが、多分、工事委託料の中で、この経費が入っているのか、その下の保守点検委託料じゃなくて、多分、工事委託料だと思うんですが、この事業については、この説明資料で、デジタル庁の基本方針に基づいたり、あるいは総務省が示す自治体ネットワークのセキュリティーを維持しながらということを書いておられるんで、この部分については、予算の財源内訳に、国・県支出金と、その他と一般財源というふうに出ておりますが、これは、当然、国が示しているんで、国からの助成があるんですよね。

であるとしたら、大体、割合でいいですが、金額的にはどれぐらい国が見てくれるんだろうかということをお伺いしたいと思います。

小櫻課長。

○石飛委員長

行政システムの標準化については、100%の補助を見込んでおります。

府内ネットワークの構築については、補助のほうは見込んでおりません。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

通話録音システム導入についてなんですかでも、トラブル防止や聞き漏らし削減リスクあるので、よいシステムだと思うんですが、これは全件録音するのか、それとも必要に応じて録音するというものなのか、その辺りを教えていただけますでしょうか。

小櫻課長。

○石飛委員長

全件です。本庁舎のほうに入っている電話について、最初にガイダンス、録音させていただきますということは案内をして、全件録音。

○小櫻財産管理課長

本庁舎のほうから今度発信する場合については、ガイダンスは流れないんですけども、全件録音するという流れになります。

- 石飛委員長 以上です。
- 南澤委員 南澤委員。
- 石飛委員長 全件ということ、分かりました。
- 小櫻財産管理課長 いつ頃から導入される予定でしょうか。
- 石飛委員長 小櫻課長。
- 小櫻財産管理課長 まだ契約が済んでいないんで、はつきりしたことは申し上げにくいんですけども、当初、3か月から4か月の工事期間が必要というふうに聞いております。ただし、目標としては、7月1日ぐらいの稼働を目指しております。
- 石飛委員長 以上です。
- 田邊委員 ほかに質疑はありませんか。
- 田邊委員 田邊委員。
- 石飛委員長 すみません、63ページなんですけれども、ちょっと説明を追い切れなかったので、もう一度お聞きする形になるかと思うんですけども、使用料及び賃借料の電算ソフト使用料を令和5年から増額されているんですけども、その説明をちょっと詳しくもう一度お願ひします。
- 小櫻財産管理課長 小櫻課長。
- 石飛委員長 こちらのほうは、強制化対応器機のライセンス使用料のほうが入っております。昨年は、広域ネットワークのほうで見とったんですけども、そちらのほうが、今回、電算システムが一緒になっておりますし、そちらの値上がりのほうも、こちらのほうで見ております。
- 石飛委員長 以上です。
- 南澤委員 ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員 南澤委員。
- 石飛委員長 53ページ、地域活動拠点施設費の12節委託料の調査設計監理委託料が計上されているんですけども、これはどこの何を設計するものでしょうか。
- 小櫻財産管理課長 小櫻課長。
- 石飛委員長 こちらのほうは、基幹集会所を1か所予定しております、設計のほうですね。
- 児玉委員 以上です。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 児玉委員 児玉委員。
- 石飛委員長 52ページの一般車両管理費ですね、そのうち、先ほど更新するという説明があったかと思うんですが、実際に更新車両の基本的な考え方ですね、例えば電気にするとかガソリンにする、何か基本的なところがあれば説明いただきたいと思います。
- 小櫻財産管理課長 小櫻課長。
- 石飛委員長 1つは、目標にも挙げておりますけれども、軽自動車の率を上げております、普通車両より軽自動車。こちらのほう、維持費等もかなり安くなりますので、こちらのほうの車両の割合を上げています。今年度

78.5%のものが来年度末は79.7%、1%ぐらい上がる予定です。

あとは、台数を少しずつ減らしてきております。

以上です。

児玉委員。

軽自動車ということですが、それは確かにそうだと思うんですが、今度は燃料を考えたときに、今、電気のほうも、いろいろ電気自動車の効果が本当にあるんかどうか、いろいろ議論がありますけれども、基本的に電気自動車に変えていくのか、あるいはガソリンか、そういったところの燃料費を考えた上で、車両のほうもやはり検討されていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

小櫻課長。

燃料費のほう、確かに高騰しておりますので、その辺を考えていく必要があると思います。

ただ、電気自動車については、市内のほう、電気の充電する箇所がかなり少なくて、またこのまちについては、移動距離も長いので、かなり難しいかなとは思っております。

ただ、過去にちょっと調査をしたところ、ハイブリッド車の普及については、進めていくべきというふうに考えておるんですけども、そちらのまた経費等も勘案しながら検討していきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

山本優委員。

63ページの委託料でございますが、ふるさと納税が大分昨年度も増えたということで、市が大変喜んでいることだろうと思いますが、ここでのふるさと応援寄附記念品業務委託料が昨年度より3,300万円増えておりますが、その下の納税取扱請負業務委託料。

山本優委員、ちょっと所管が違うと思うんですが。

違ったかいね。

政策企画課でいいんですかね。今、総務の管轄をやっています。政策企画課でやっていただけだと。

失礼しました。

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認め、これをもって財産管理課に係る質疑を終了します。

これより、総務部全体に係る質疑を行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、総務部に係る一般会計予算の審査を終了します。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、再開します。

ここで、議案第30号の審査を一時休止し、総務部に係る特別会計の予算審査に移ります。

議案第35号「令和6年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算」の件から議案第42号「令和6年度安芸高田市川根財産区特別会計予算」の件までの8件を一括として議題とします。

予算の概要について、説明を求めます。

高藤総務部長。

○高藤総務部長

それでは、財産区特別会計予算について説明します。

この予算は、管理会に移行し、議会議決をいただくもので、安芸高田市管理条例第8条の規定による管理会の同意は既に得ています。

予算の内容は、担当課長から説明をいたします。

続いて、要点について説明を求めます。

小櫻財産管理課長。

○石飛委員長

吉田財産区特別会計予算について説明をします。

予算書の中仕切りの2枚目以降が財産区特別会計予算書となっております。

こちらの9ページをお開きください。

歳入の主なものは、繰越金です。

次に、11ページをお開きください。

歳出の主なものは、委員報酬と財産管理費、倒木除去費用の業務委託料となります。

続きまして、中馬財産区です。

21ページをお開きください。

歳入の主なものは、電柱とKDDIへの土地貸付料と繰越金です。

次に、23ページをお開きください。

歳出の主なものは、委員報酬と管理作業消耗品、また、諸支出金補助金となります。

続きまして、横田財産区です。

33ページをお開きください。

歳入の主なものは、繰越金です。

次に、35ページをお願いします。

歳出の主なものは、委員報酬となります。

続きまして、本郷財産区です。

45ページをお願いします。

歳入の主なものは、繰越金です。

次に、47ページをお願いします。

歳出の主なものは、委員報酬と財産管理費、森林保険料として役務費保険料、基金への積立金となります。

続きまして、北財産区です。

57ページをお願いします。

歳入の主なものは、家畜集合施設の土地貸付料と繰越金です。

次に、59ページをお開きください。

歳出の主なものは、委員報酬となります。

続きまして、来原財産区です。

69ページをお開きください。

歳入の主なものについては、繰越金です。

次に、71ページをお開きください。

歳出の主なものは、委員報酬となります。

続きまして、船佐財産区です。

81ページをお開きください。

歳入の主なものについては、繰越金です。

次に、83ページをお開きください。

歳出の主なものについては、特にございません。

続きまして、川根財産区をお願いします。

93ページです。

歳入の主のものについては、繰越金です。

次に、95ページをお開きください。

歳出の主なものは、委員報酬となります。

以上で、説明を終わります。

○石飛 委員長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑がある場合は、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質問はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数) 委員

議案第36号なんですが、中馬財産区特別会計になりますが、収入・支出を差し引いたら、予備費が34万9,000円、要するに次年度へ繰り越せる額が30万9,000円と思うんですけど、これは歳入がないんで、運営がどうなるんかなというところがあるんですけども、そこはどうなんでしょうか。

中馬財産区特別会計の14ページ、15ページを見てもらえば分かると思うんですけども。

○石飛 委員長

小櫻課長。

○小櫻財産管理課長

支出に対して34万9,000円しか繰越金がないからという意味合いだと思うんですけども、今の補助金の部分ですけれども、中馬財産区、上と下にちょっと分かれています。その辺で、補助金の捻出を毎年10万円ずつぐらいされておるんですけども、片方のほうが補助金として支出をしておりませんので、その分が毎年10万円ほど積み立てておるという状況です。

歳出に関しては、毎年、199万1,000円が出るものではございませんの

で、来年度についても委員報酬と補助金の部分が上がってくるという形になります。

以上です。

○石飛委員長

○山本(数)委員

じゃあ、この中馬財産区の会計は、次年度以降も問題ないということを理解してもいいですか。

○石飛委員長

○小櫻財産管理課長

ただし、どこの財産区についてもですけれども、繰越金等で運営をされております。そこは減っておりますので、この中馬財産区についても、今年度の定例会のほうでは、今後どうするかという話はしております。また、夏にも寄って話ををするようにしておりますので、そこらでまた話ををしていきたいと思います。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

議案第38号です。

本郷財産区の会計ですが、同じように収入に対して支出で繰越金を消化していくというような状態なんんですけど、来年度以降、この支出の予備費45万2,000円が繰越しになるんだろうと思いますけど、支出のほうが多くなって、運営が難しくなるんじゃないかというふうに思うんですけど、ここは基金繰入金から財源を求めておるんで、運営上には問題はないんかということだけお伺いします。

小櫻課長。

問題はないと考えております。

ただし、全ての財産区、同じようになかなか収入のほうが難しいということで、今後についてもしっかりと考えていきたいと思います。

以上です。

山本数博委員。

ちょっと心配なのは、今、繰越金をそれぞれ経費で食うていきりますよね、年々減っていきよる。そうしたときに、この財産区の会計が維持できんということになったときには、市のほうが何らかの補填をせなければいけんようになるんでしょうか。

小櫻課長。

補填はございません。財産区での判断となります。

2年前ですかね、財産区議会から管理会のほうに移行しております。それで、人数を減らして、そこら辺の削減もされているところではございますけれども、今後、全くその活動ができないことになってくると、解散も一つの視野に入れて考えいかなければならぬと考えております。

山本数博委員。

議会で予算の認定とかということになっていますよね。議会の責任も

○石飛委員長

○山本(数)委員

生まれてくるんじゃないかと思うんですけど、この会計の運営についてですね。運営できんようになったら、市は責任を持たんでもええんじやということで、単なる議会が関わって、この予算なり決算なりを承認するということで理解しとってもよろしいんですか。議会での責任というのはないんでしょうか。

○石飛委員長 高藤部長。

○高藤総務部長 財産区管理会ですので、管理会のほうの同意を得て、それをもちまして議会のほうで議決をいただくということとなりますので、議決ということでは、それなりの議会は責任があると思います。

しかし、こういった財産区は、もともと経緯をたどりますと、町村合併とか、そういったときに、地元の山を地元で管理したいということで財産区というものがつくられた経緯があります。それがなかったら、市の財産としてそのまま市に引き継がれるということであったものが、財産区という形で、今、残っているものでございます。

そういうことから、今後、もし先ほどありましたように、財産区が今後運営できないということになりますと、財産区は市のものというようなところに移ってくると思っております。

先ほど申しましたように、議会の関係といいますと、議決がありますので、それなりの責任はあると考えております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○石飛委員長 質疑なしと認めます。

以上で、議案第35号「令和6年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算」の件から議案第42号「令和6年度安芸高田市川根財産区特別会計予算」の件までの8件の審査を終了します。

ここで、説明員交代のため、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算」の審査を再開します。

これより、消防本部の審査を行います。

予算の概要について、説明を求めます。

近藤消防長。

それでは、消防本部の予算の概要を説明します。

予算資料の4ページをお開きください。

上段、警防課1行目、広島県総合行政通信網の再編は、広島県が整備している「広島県総合行政通信網」の消防本部に設置する機器更新費用

を負担するものでございます。

続いて、次の行、救急対応力の向上は、救急対応力の維持・向上のため、実施計画・車両更新計画に基づき、高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材を更新します。

以上のはか、各事業の詳細は、それぞれの担当課長から説明します。

続いて、消防総務課の予算について説明を求めます。

下津江消防総務課長。

それでは、消防総務課が所管します予算について説明します。

初めに、歳入ですが、予算書の33ページをお開きください。

説明欄の中段、雑入の救急支弁金は、西日本高速道路株式会社から高速道路における救急業務に対して交付される支弁金です。

続きまして、歳出です。

147ページをお開きください。

説明欄の中段、消防総務管理費は、前年度と同様に消防職員の教育・研修に係る旅費及び負担金、被服関係給貸与品の購入、庁舎維持管理に係る光熱水費、修繕料や庁舎清掃業務委託料などです。

以上で、説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認め、これをもって消防総務課に係る質疑を終了します。

続いて、警防課の予算について説明を求めます。

小笠原警防課長。

それでは、警防課が所管します予算について説明いたします。

予算書の149ページをお開きください。

説明欄の下段、指令施設管理費は、消防指令センターの維持管理に係る経費です。

151ページをお開きください。

委託料の無線局定期検査業務委託料は、法令に基づき5年ごとに受けれる検査業務を委託するものでございます。

その他は、昨年度と同様、消防救急デジタル無線などの専用回線料、保守点検委託料、Net119システム、映像通報システム、メール配信システムの使用料などです。

なお、高機能消防指令センターの保守点検費用につきましては、整備初年度のため発生いたしません。

続いて、消防活動管理費は、消防活動に要する経費で、8年間使用した救急自動車1台及び高度救命用資機材一式を更新整備するほか、昨年度と同様に消火活動や救急救助業務に使用する各種消耗品の購入、車両の燃料費、車検や点検費用、救急救命士の病院研修に係る負担金などでございます。

- 石飛委員長 以上で、説明を終わります。
- 石飛委員長 以上で、説明を終わります。
- 石飛委員長 これより、質疑に入ります。
- 石飛委員長 質疑はありませんか。
- 田邊委員 田邊委員。
- 田邊委員 151ページの消防活動管理費になるかと思うんですけども、先ほど説明であった高規格の救急自動車及び高度救命用資機材というのは、この消防活動管理費の備品購入費に入っているということでよろしいですか。
- 石飛委員長 小笠原警防課長。
- 小笠原警防課長 そのとおりでございます。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員 南澤委員。
- 南澤委員 同じところなんですけども、高規格救急自動車というのは、従来のものとどういった点で高規格になっているんでしょうか。
- 石飛委員長 小笠原警防課長。
- 小笠原警防課長 高規格救急車といいますのは、救急救命士が救急車内で特定の処置を行えるよう、立って乗れる車内の高さを備えております。
- 石飛委員長 なお、地域の特性上、寒冷地仕様、あと4WDを備えております。
- 石飛委員長 以上です。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 石飛委員長 [質疑なし]
- 石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって警防課に係る質疑を終了します。
- 石飛委員長 続いて、予防課の予算について説明を求めます。
- 逸見予防課長 逸見予防課長。
- 逸見予防課長 それでは、予防課が所管します予算について説明します。
- 逸見予防課長 初めに、歳入ですが、予算書の21ページをお開きください。
- 逸見予防課長 説明欄の上段、使用料及び手数料の消防手数料は、危険物施設許認可事務などの手数料です。
- 逸見予防課長 続きまして、歳出です。
- 逸見予防課長 149ページをお開きください。
- 逸見予防課長 説明欄の中段、火災予防事業費は、前年度と同様に避難訓練や火災予防啓発に係る消耗品費、防火管理関係などの追録図書費、自動車リース料、幼年消防クラブ用鼓笛セットや視聴覚用教材DVDなどの備品購入費などです。
- 石飛委員長 以上で、説明を終わります。
- 石飛委員長 以上で、説明を終わります。
- 石飛委員長 これより、質疑に入ります。
- 石飛委員長 質疑はありませんか。
- 石飛委員長 [質疑なし]
- 石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって予防課に係る質疑を終了いたします。

これより、消防本部全体に係る質疑を行います。  
質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

ちょっとと聞き漏らしてしまったんですけれども、消防活動管理費のところで、令和4年の事務事業評価シートのところで、水難救助資機材の老朽化に伴い、適正に設備更新整備する必要があるというような課題が挙げられていたかと思います。

この辺り、今回の予算で何か対応がされているものがあれば、教えていただきたいと思います。

小笠原課長。

来年度も、引き続き水難救助資機材の更新を行う予定でございます。南澤委員。

何か具体があれば、お願いいいたしたいと思います。

小笠課長。

老朽化に伴う更新については、来年度の更新で全て完了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

147ページで、常備消防に要する経費、一般職員人件費で60人分を上げられていますけど、来年度に向けて、職員数というか、この人数は変わらないですかね。

出入りというか、辞められる方も出ていますようですので、お聞きしました。

下津江課長。

来年度、令和6年4月1日現在で、職員数は57名になります。現在、この5年度につきましては、58名、1名減となっております。

以上です。

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、消防本部の審査を終了します。

ここで、説明員交代のため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時10分 休憩

午後 1時12分 再開

~~~~~○~~~~~

休憩を閉じて、再開いたします。

これより、企画部の審査を行います。

予算の概要について、説明を求めます。

高下企画部長。

それでは、予算資料の1ページ、2ページを御覧ください。

企画部では、令和6年度は、市の中長期的な展望を描く次期総合計画

の策定や、市の関係人口づくり、課題解決を進める地域おこし協力隊員の拡充と、その支援の強化、サンフレッヂ広島応援の機運を高める道の駅のパブリックビューイングと併せ、新スタジアムで行われるホームゲームを観戦できる機会の創出などについて、重点的に取り組みます。

各事業の詳細については、それぞれの担当課長から予算書に基づいて御説明をいたします。

○石飛委員長

続いて、財政課の予算について説明を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長

歳入ですが、冒頭、企画部長の説明のありました交付金・交付税等は、説明が重複しますので、省略します。

そのほかの歳入です。

予算書23ページをお開きください。

中ほどになります。県移譲事務交付金は、3,169万1,000円を計上し、それぞれの移譲事務の人物費に充当しています。

33ページをお開きください。

一番下の行になります。広島県市町村振興協会市町交付金は、宝くじの収益金を財源として、県内の市と町の人口規模等に応じて交付されるものです。

続いて、歳出です。

47ページをお開きください。

中ほどの行政改革推進事業費は、行政情報サービスのライセンス料です。

49ページをお開きください。

上段の財政管理費は、財政説明会の動画配信に伴う委託料などです。

53ページをお開きください。

下段の基金管理に要する経費は、各基金の積立金、総額6億5,074万4,000円を計上しています。

前年度と比較して最も減少したのは、地域福祉基金です。

55ページをお開きください。

前年度と比較して最も増額したのは、ふるさと応援基金です。これは、ふるさと納税制度寄附金の増に伴うものです。

135ページをお開きください。

下段の入札工事検査管理費は、契約システムの使用料や、入札システム共同利用の負担金などです。

185ページをお開きください。

下段の元金償還と利子償還は、地方債残高が減少傾向にあることから、前年度と比較して約1億4,900万円の減となっています。

187ページをお開きください。

予備費は、3,000万円を計上しています。

以上で、説明を終わります。

- 石飛委員長 以上で、説明を終わります。  
これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
山本数博委員。
- 山本(数)委員 今の説明の中で、ふるさと納税の説明はなかったのですが、担当が違いますか。
- 石飛委員長 沖田課長。
- 沖田財政課長 ふるさと納税の事業については、政策企画課のところになりますので、そちらでお願いします。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって財政課に係る質疑を終了します。  
続いて、政策企画課の予算について説明を求めます。
- 佐々木政策企画課長 佐々木政策企画課長。  
政策企画課の予算を説明します。  
まず、歳入の主なものです。  
予算書19ページをお開きください。  
上段、サッカー公園施設使用料3,800万円は、サンフレッチェ広島との協定に基づく施設使用料です。  
21ページをお開きください。  
中央より少し下段になりますが、総務管理費補助金、無線システム普及支援事業補助金4,454万5,000円は、高宮町用地地区の携帯電話エリア整備事業に係る国庫補助金です。  
27ページをお開きください。  
中央より少し下段になりますが、統計調査市町交付金996万6,000円は、2024年度に実施される統計調査に関する交付金です。  
29ページをお開きください。  
中央より少し下段のふるさと納税制度寄附金3億7,000万円は、ふるさと納税制度を利用した個人からの寄附金、企業版ふるさと納税5,000万円は、企業版ふるさと納税制度を利用した企業からの寄附金です。  
35ページをお開きください。  
上段、代替交通運行負担金800万円は、三江線代替交通の運行に対する三次市からの負担金です。  
続きまして、歳出の主なものを説明します。  
55ページをお開きください。  
下段のほうになりますが、企画調整事業費です。委託料として、市内企業等と連携し、とりわけ若手社員の雇用環境の改善と労働力の安定確保を図ることを目的とし、企業の若手社員向けの寮を建設するための基本構想を策定する費用として539万円、市総合計画を策定する費用として990万円を計上しています。  
55ページから57ページにかけて、JR線対策事業費として、JRの駅

舎及び周辺施設の管理経費を計上するとともに、広島市・三次市・安芸高田市の3市で芸備線の利便性の向上などについて協議を行うための任意協議会を立ち上げ、その負担金を計上しています。

57ページから59ページにかけて、生活路線確保対策事業費として、市内の公共交通の運行に係る経費を計上しています。

委託料として、美土里町智教寺地区の「とろっこ便」、高宮町川根地区の「もやい便」の運行に係る経費、そして59ページをお開きください。お太助ワゴンの運行経費、お太助バスの運行経費、それぞれ計上しております。

生活交通路線維持負担金は、赤字となっているバス路線の維持を支援する費用でございます。

続いて、まち・ひと・しごと創生事業費は、会議の委員報酬などを計上しています。

定住促進事業費は、関係人口の創出に関わる経費を計上しています。

会計年度任用職員報酬は、地域おこし協力隊員7名の報酬です。

委託料の地域おこし協力隊活動支援業務委託料は、2023年度採用者と2024年度に採用する地域おこし協力隊員を地域おこし協力隊員のOB・OGが、これまでの経験を生かし、年間を通じて支援をするものです。

事業型地域おこし協力隊業務委託料は、人件費と活動費を含めた額で民間事業者へ委託し、ジビエ肉を活用した活動業務を支援するものです。

地域おこし協力隊募集支援業務委託料は、協力隊の募集から地域への定着の支援に関わるものです。

下段になりますが、地域おこし協力隊員活動助成金270万円は、家賃やお太助フォンの使用料などの支援、地域おこし協力隊員起業支援助成金300万円は、起業する際の支援金であり、1人当たり100万円が上限となっております。

61ページをお開きください。

高校応援プロジェクト補助金は、吉田高校と向原高校の学習ツールとしてスタディサプリ使用に充当するものです。

63ページをお開きください。

ふるさと納税寄附推進事業費です。

ふるさと納税制度を利用した寄附の推進に係る経費を計上しています。手数料は、寄附者が支払いの際にクレジットカードを利用した場合の利用手数料です。

ふるさと応援寄附記念品業務委託料は、寄附に対する返礼品の手配などの委託料です。

65ページをお開きください。

地域情報化推進事業費です。

委託料の調査業務委託料は、高宮町用地地区における携帯電話基地局設置に係る設計業務や用地測量費等です。

工事請負費は、携帯電話基地局設置に係る工事費や光ネットワーク整

備に関するものです。

備品購入費は、移動通信用無線設備、アンテナを購入するものです。

光ネットワーク管理運営費は、光ネットワークの管理運営に係る経費を計上しており、設備保守点検委託料として702万1,000円、光ケーブルをNTTや中電の柱に架ける共架料として2,811万6,000円、工事請負費は、無線地域の有線化工事やNTT柱移設に伴う支障移転工事費などです。

67ページをお開きください。

自治振興推進事業費です。

地域振興組織の活動支援などの経費を計上しています。昨年までは、地域振興活動交付金や特色ある地域づくり事業助成金などを計上していましたが、新年度からは地域振興組織活動交付金として一括交付することとしています。

続いて、75ページをお開きください。

75から77ページにかけて、統計調査管理費、全国消費実態調査費、農林業センサス調査費など、2024年度に実施する統計調査に必要な経費を計上しています。

131ページをお開きください。

中段の観光振興事業費です。

工事請負費は、新たな観光資源を開拓するため、神楽門前湯治村周辺エリアにホウキソウを植える実証実験を行います。

サンフレッチャ広島応援事業補助金は、道の駅三矢の里あきたかたでのパブリックビューイングの開催やスポンサードゲームの開催、新スタジアムでホームゲームを観戦する機会を創出するなど、サンフレを応援する費用を補助金として拠出します。

133ページをお開きください。

中段の観光振興施設管理運営費です。

委託料の調査設計委託料は、今後、整備を予定しています天然芝の張替え、観客席の設置、そういうものをはじめ、クラブハウスの老朽化対策など、今後のサッカー公園のリノベーションを目指した改修基本計画を策定する費用でございます。

また、指定管理料は、協定に基づく指定管理料です。

説明は、以上です。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○石飛委員長 29ページのちょっと歳入に関わるかなと思うんですけども、ふるさと納税の寄附金についてなんですかとも、先日、書面が届きました、安芸高田市は、ふるさと納税の受入費用の割合が50%を超えているという、約51%というようなことがありました。これによって、ふるさと納

税を受ける指定が取り消されるようなことはないんでしょうか。

○石飛 委員長

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長

総務省のほうから、令和5年9月28日付で、募集費用総額5割以下基準の適正な運用についてということで通知がありました。

この時点では、5割のほうを超えておりましたが、その後、適切な措置を行いまして、5割以下になっております。

通知によりますと、このまま5割を超過した場合、令和6年10月1日から開始する指定対象期間において、指定の取消しの対象となるというふうな文面でしたが、そちらはもう改善をされておるということで、取消しになるということはございません。

○石飛 委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数) 委員

引き続き同じ関係の質問ですが、適正な手続をされたというのは、決算書では5割を超えておりますよね。令和4年度の決算書では、50.何%だったか、超えておりますと。その後、適正な措置をして、制度にのつかるようにしたと言われるんですが、その適正な措置というのを詳しく教えてみてください。

○石飛 委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

募集に要した経費が50%を超えたということで、その対策なんですか  
れども、サイトの中で、一部、返礼品を送る郵送料、返送料が、一部高  
く設定しているところがありましたので、そちらのほうの改善を行いま  
して、経費率が50%を下回るような改善を行ったというものです。

山本数博委員。

ということは、決算上じや半分以上経費を超えとったという、制度を  
逸脱しとったということですが、事後処理でその部分を訂正して、じ  
やあそれなら今後はよかろうということになったんですか。それとも、  
4年度の決算について、そこを見直したら50%を切ったということにな  
ったんですか。

佐々木課長。

4年度の受入額に占める、その費用の割合というところは50.8%でございました。ですから、これを受けまして、先ほど申し上げました配送料、そういういたところの見直しを行っております。

今年度については、2月時点で、その経費率のところは44%余りであります。

以上です。

山本数博委員。

総務省は、その是正でオーケーということになったんですか。

高下部長。

この制度については、50%を超えたから、即、その次からもう駄目よ  
というふうな形で運用はされていません。超えた状態が何年も続いて、

超えたときに、ちょっと超えていますよ、是正をしてくださいねというのがあり、その次も変わらずというのが続いた場合に、これは取消しというふうになるというふうに捉えております。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

65ページの地域情報化推進事業費のことについて、お伺いします。

それで、新規事業として、携帯電話不感地域の解消ということで、高宮町用地地区の鉄塔施設の整備ということで、今年度、予算計上されました。

この件につきましては、地域の長年の要望でございまして、ここの予算計上まで持ってきていただいたこと、市長及び関係の職員さんには、地域の方は大変感謝されております。

それで、この中で、一昨日、携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例ということで、これを認めたんですが、この中に電気通信事業者について、事業区分で、事業参加する数が1の場合と複数の参加で負担割合が違うんだということを委員会でやったんですが、この用地地区については、この電気通信事業者については、1者なのか、複数なのか、まず1点お伺いしたいと思うんですが、答弁ができればお願いいいたします。

○石飛委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

現在は、携帯キャリア2者から申出があります。

○石飛委員長

秋田委員。

○秋田委員

2者で対応していただくということだと理解させていただき、それでは、この整備について、今後、予算計上された中のスケジュール等について、もし説明いただければ、答弁をお願いいたしたいと思います。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

新年度になります、国ほうにまず申請を行います。おおむね6月ぐらいになろうかと思いますけれども、国ほうから決定通知が来ます。それから、設計業務、基礎的な工事の発注、附帯工事の設計、工事の発注、アンテナの設置という形になりますので、2024年度いっぱいまで工事が恐らくかかるというふうに思います。

ですから、供用開始は2025年度になってからというふうに、今のところは考えております。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

55ページの企画調整事業費についてお聞きします。

昨年度あった、広島広域都市圏協議会負担金があったと思うんですけれども、令和6年度には計上されておりません。事務事業評価シートの課題の部分で、神楽まちおこし協議会については、本来の目的であるまちおこし後継者育成につながっているか検証し、より効率的な事業へと見直しを行うというふうに書いてあるんですけども、これは見直しを行った結果、削除されたということなんでしょうか。

- 石飛委員長 佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長 こちらの費用につきましては、令和6年度に限っては、広島市のほうが負担をしていただけるという形になっております。  
事業の見直しについては、今年度、一部行っております。  
ですから、それを基に、2024年度、事業実施をしていくという形になっております。
- 石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 山本(優)委員 山本優委員。  
61ページの高校応援プロジェクト補助金、昨年は各高校100万円ずつで200万円の予算だったと思うんですが、これが466万8,000円になつたという、この内訳についてちょっと説明願います。
- 石飛委員長 佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長 高校応援プロジェクト補助金466万8,000円の内訳です。  
向原高校と吉田高校のほうに、まず学校の魅力化ということで、両校に100万円ずつ200万円補助をいたします。  
残りの260万円余りでございますけれども、これは昨年、補正でお願いをしましたが、両校の基礎学力をつけていくということで、スタディサプリに対しての補助金、こちらのほうになっております。
- 石飛委員長 山本優委員。
- 山本(優)委員 高校は県の担当なんですが、これだけ補助してから、生徒に頑張ってもらいたいというのはよく分かりますが、もう1点、63ページのふるさと応援寄附記念品業務委託料1億5,690万8,000円、昨年より3,300万円増えております。その割に、企業版ふるさと納税取扱請負業務委託料は昨年と同じ220万円ですが、これについてちょっと説明をお願いいたします。
- 石飛委員長 佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長 ふるさと応援寄附記念品業務委託料、こちらについては、昨年のふるさと納税の目標額を2億6,000万円としておりました。新年度におきましては、目標額を3億7,000万円しております。ですから、その寄附額が、目標を高くしたということで、その分に対する返礼品のほうも増えているというところでございます。  
企業版ふるさと納税取扱請負業務委託料につきましては、こちら、昨年と同等の金額を計上しております。  
特には、企業版の目標額というのは、昨年よりも若干下回っておりますので、そういう意味で、こちらの額というのは変更しておりません。以上です。
- 石飛委員長 山本優委員。
- 山本(優)委員 記念品業務委託料がこれだけ増えるのに、取扱請負業務委託料がそのままというのはおかしいと思うんですが、委託料も増えるんじゃないかなと思うんですが、その辺、全然考えていないんですか。
- 石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

すみません、ちょっと私の説明が不足しておりました。

ふるさと応援寄附金のほう、こちらは個人の寄附に対しての返礼品という形になります。

企業版ふるさと納税のほうに対しましては、いわゆる企業からの納税ということに、それに対してのものでございます。

こちらに計上しておりましたのは、企業版ふるさと納税に興味を持つ企業と本市を結びつける業務、そういったものに対しての委託料ということで、いわゆる寄附金額に応じて成功報酬を払っていくというものでございます。

ですから、少し委託料と言っても、内容がちょっと違うというものでございます。

○石飛委員長

補足説明を。

高下部長。

○高下企画部長

そもそも、ふるさと納税の個人版の金額と企業版のふるさと納税と金額がそれぞれ分けて計上してあります。29ページを御覧いただければと思うんですが、歳入のところ。よろしいですか。

こちらで、個人版のところが3億7,000万円、企業版のほうが5,000万円というふうになっていて、昨年の新年度予算で企業版ふるさと納税の額はそれほど変わっておらず、個人版のふるさと納税のところは大分増やしているということで、金額の差が出ているということです。

山本優委員。

だから、企業版のほうの手数料と一般の手数料と違うということですか。

一般的な方が増えれば、その手数料は増えるわけじゃないですか。量が増えれば、手数料は増えるでしょう。

でも、この企業版は増えないから、このままの2,220万円というだけの話ですか。

高下部長。

はい、そのとおりです。

分かりました。

ほかに質疑はありますか。

秋田委員。

今のふるさと納税なんですが、55ページで説明いただいたと思うんです。ふるさと応援基金、これ、寄附金が増額していますよという説明だったんですが、予算資料の中で、25ページに基金の状況、あるいは見込み調べということで出ておるんですが、ここの中で、令和6年度の当初予算額の中で、基金取崩しというのが4億2,173万円と出ております。これが、昨年のことを思うと、取崩金額がかなり多いんですが、このどうして取崩金額が6年度は増えるのか、お伺いしたいと思うんです。

沖田課長。

今年度、ふるさと納税寄附金が多く入ってきています。その多く入っ

たことで、次年度の取崩額を増やして事業に活用していくというもので  
す。

以上です。

○石飛委員長

秋田委員。

だから、あくまでも予算の範囲内の話なんで、今、現に。増やしながら、崩していって、どういったところで使うとか、そういう形というのはきちっとはしていないわけですか。

沖田課長。

使わせていただく事業も明確に決めております。

具体的には、今回計上している中でいけば、小学校の体育館の空調整備、また小学校の机・椅子の整備、また次世代の中学生の短期留学であったり、そういう事業に活用させていただくように、今回、計上をしております。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

59ページ中段のまち・ひと・しごと創生事業費の委員報酬なんですが  
れども、今年度の予算に比べて来年度予算が倍以上増えているかと思う  
んですけれども、これはどういった理由で、このような計上になってい  
るんでしょうか。

佐々木課長。

こちらの報酬につきましては、来年度、総合計画を策定するとい  
うこととしております。この総合計画の中で、まち・ひと・しごと創生計画、  
こちらも包括して策定をしていくこととしておりますので、両方  
の意味合いの委員報酬ということで、計上しております。

ほかに。

南澤委員。

続いて、67ページなんですか、自治振興推進事業費の18節で、  
地域振興会の関連で地域振興組織活動交付金、今年度は特色ある地域づ  
くり事業の費用も計上されていたと思うんですけれども、これが一緒に  
なるということで、これまでの特色ある地域づくり事業なんかはどのよ  
うに変化していくのでしょうか。

佐々木課長。

これまででは、地域振興組織活動交付金、そして特色ある地域づくり補  
助金、地域まつり補助金と3本立てで支出をしておりました。

これまで、市が定めた交付方法に基づいて地域のほうにお金を下ろし  
ておりましたが、多様化する市民ニーズに対応できないというようなこ  
ともあります。ちょっと次年度、新年度は、それらを一括して交付を  
していくという形になりますので、その中で、地域の中で創意工夫をし  
ていただきながら、どういったお金を使っていくかというようなところ  
を地域のほうで協議をして、使途としていただくというようなことを思

っております。

いきなりという形にはなりませんので、来年度は、地域のほうに我々も入っていきながら、地域の実情を確認しながら、そして今の交付金がどのような形で使われているのかというのを把握しながら、制度設計を行っていきたいということでございます。

○石飛委員長

南澤委員。

○南澤委員

今の御説明を聞くと、制度設計を行いながらいくのが来年度だということなんですけれども、これまで各地域振興会に世帯割とかで、ある程度お金が交付されていたかと思うんですけれども、その辺りというのは、来年度、どのようにになりますでしょうか。

○石飛委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

配分につきましては、今年度ベースで各振興会のほうには配分をしていきたいというふうに思っております。

使途のところについては、先ほど3つありましたけれども、それは地域の中で使途を決めていただくような、そういった思いであります。

こういったところについては、また振興会長のほうに説明をしていきたいというふうに思っております。

南澤委員。

分かりました。

特色ある地域づくり事業なんかは、旧町単位である程度大枠の予算が決まっていたかと思うんですけれども、そういったものも、来年度、ある程度維持したままなのか、そういったところも全て白紙に戻して、協議をしていく中で使途を決めていくという考え方なのか、その辺りを御説明ください。

○石飛委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

特色ある地域づくり事業でありますとか地域まつり補助金は、それぞれの旧町単位のところで交付をして、そこから使途を決めていただいていたというようなところがございますけれども、そういったお金も含めて一括して32の振興会のほうに交付金として交付をしていきたいという形になりますので、例えば祭りのお金でありますと、旧町単位で、また再度、どういったものをやっていくのかというところを考えていただいたりとか、特色ある地域づくり事業も、32の個々のところで取り組んでいただくような、そういったようなところにちょっと仕掛けていくというか、持っていきたいというふうに思っております。

高下部長。

少し補足をさせてください。

今回、このように見直しをしようとする意図なんですけれども、これまで、先ほど課長が申しましたように、3つに分けて、この20年近く同じ形でやってきました。

そうする中で、なかなか活動自体が、同じ活動をやっていくというふうな前年踏襲になっている部分が出てきたり、それぞれの枠が決まって

いるので、使われているものは、例えば祭りなら祭りで、これだけの規模をやらんといけんというふうにしんどいと思うところがあつたり、またこの金額じや足りん。もう少し大きなしっかりしたものを作りたいんだとか、そういうふうな意見がいろいろあるようでございました。

なので、その区割りがあつて、それが今までと同じようにずっと続いているというところが、見直しをしていく時期になつてゐるんじゃないかなということで考えまして、3つに分かれているものを一つにまとめて、自分たちの地域で本当に何が必要なのか、何がしたいのかということを議論していただききっかけにしたいというふうに考えております。

ですので、金額的には前年度と数%、10%弱、全体では減つてゐるんですけども、それを前年、各振興会に分けた金額から同じようにちょっと下がる形でお渡しして、暫定的に確保する中で、その中で議論をしつかりしていただきたいというふうな、そういう意図です。

その議論をしていくに当たつては、先ほど申しましたように、こちらのほうでも、実際にどういうところのニーズがあるかということは、一緒に聞き取りながら進めていきたいというふうに思つています。

以上です。

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

今のに関連するんですが、方向性というのは、ある程度理解できたんですが、各地域で、それぞれこれまでの状況が違うわけですね。それを3つの仕組みを一つにするという形なんですが、一気に地域がそれを受け検討するということは、かなりしんどいことだと思うんですよ。行政がどの程度まで関わっていくのか、そういった方針というのはあるんですか。

佐々木課長。

これまで地域と行政と協働によるまちづくりということで展開をしてきました。先般、連合会長と話をさせてもらう機会をつくりまして、高宮町については、自治の先進地ということで、既にそういった取組もやってきてるというような御意見がありましたので、今さら何をというような意見もありました。

ただ、ほかのところについては、合併前に自治組織をつくつてきたというところがあり、ある程度、行政からの支援なり指導がないと、ここまで来れなかつたというところもございます。

これまで、ちょっとコロナの関係があつて、なかなか地域に出向くことができなかつたというところもありますので、今年度は、2023年度の活動の実績報告書を提出していただき、その内容を地域のほうに入って詳しく聞かせていただきながら、地域として活動に必要な経費がどんなものがあるのか、そういったところの聞き取りを行いながら、来年度の予算要求に向けたり、来年度以降の制度構築、そういったところに結び付けていきたいというふうに考えております。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 新年度になったら、ある意味、各地域、6町よーいどんでやるわけですがれども、行政が関わる関わり方によっては、行政の人的な状況がきちんと対応できるのかどうかという心配もするんですね。

だから、その辺の準備というのは、行政としてした上で取り組もうとされておるんですか。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 人的な支援といいますと、なかなか地域にべったり入ってという形にはちょっとなりにくいのかなというふうに思っております。

今のところは、政策企画課と、あと支所のほうが、連合会の事務局等がありますので、その支所と一緒に協力をしながら地域のほうに出向いていくというような考えでおります。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 今、冒頭申しましたように、方向性としたらいいんだろうなというふうに受け止めたんですよ。

ただ、新年度になって、やはりこの予算を組んだものが実行できるところまでいくのがかなり時間がかかるんじゃないかなと、地域によっては。その辺の見通しをどのように考えてスタートされるのかということを、改めてお伺いしたいんですが。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 既に新年度に向けて動きをされている振興会もございますので、そういったところについては、やはりこれまでの事業の踏襲といいますか、そういういたところがあろうかというふうに思いますので、そちらのほうは尊重しながら、ただ、1年かけて見直しをしていくという形を、先ほどから申し上げておりますけれども、2023年度の事業がどんなものがあったかというところも踏まえて、真に必要な活動といいますか、そういったところを検証しながら、交付金の有効な活用、そういったところを一緒にになって研究をしていきたいというふうに思っております。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 先般も、新たな団体の話の中で、いろいろ地域の団体が関わって一つのイベントをしようという、そういう発想があるんだというようなことを聞きましたんで、これがそういう一つの動きにつながっていくとなるんだなというふうに受け止めて今日も聞いたんですが、それは高宮町の場合ですけれども、他の地域がそういう形の動きが、これまでの経緯も含めてできるのかなという不安を持って私は見ておるから、このことを問うんですけども、その辺、各地域の温度差というのが最終的に出てこないようにして、この予算を実行してほしいなという気がするんですが、その辺の心配はないのか、改めてお伺いしたいと思います。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 御指摘の点については、やはり地域によっての高齢化であったりとか、役員の成り手不足、そういったところで、やはり地域の活動にも温度差

があるというふうに思います。

ですから、そこはそれぞれの地域の実態に応じて対応していかざるを得ないかなというふうに思っております。

ですから、今、32の地域振興組織がありますけれども、活動がままならないというところももしかしたら出てくるかもしれません。そういうったときには、例えば旧町単位で、どのような地域割がいいのかといったところももしかしたら検討をしていかなければならぬのかなというふうに思っております。

我々が一方的に示すというわけではなく、やっぱり地域のほうでも考えていただいて、よりよい地域づくり、よりよい交付金の活用というところを見いだしていくということで、決して1年で結果が出るというふうには思っておりませんので、行政としても伴走しながらつくり上げていきたいというふうに考えております。

○石飛委員長 熊高委員。

そういうふうにやっていただきたいと思いますが、話が少しずれるという意味じゃないんですが、体育協会を、今、立ち上げつつありますよね。ほぼ形ができていっている。そこらの組織との住民自治組織との連携というのも当然出てくるような話も、昨晩もあったんですね。そういう視点も含めて、総合的に政策企画課としてどのように連動させていくかというようなところも見ておられますか。

○石飛委員長 高下部長。

それこそ、それぞれの地域ごとに皆さんができるお考えになるかということによると思います。

ですので、先ほど来、各地域が同じ形でできるように支援をというふうにおっしゃっているんですけれども、実際のところは、各それぞれの地域で熱量が違えば、それによって支援の形、どこまで地域でその自分たちの活動が大事かと思う、その思いがそこに反映してくるということだと思いますので、差が出てくるというところは致し方ないというふうになるんじゃないかなと思います。

ですので、この1年が地域の皆さんにとって、自分たちの活動ができるべきか、どうできるか、何が足りるのか、何が足りておらんのかということを本当に話し合っていただいて、我々としては、それを、どの部分であれば支援できるよということをお伝えする、そういうことになるんだろうと思います。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

○南澤委員 南澤委員。

131ページの観光振興事業の政策企画課所管分のところで、ちょっと工事委託料のところの説明、ホウキソウというような言葉が出てきたかなというふうに受け止めたんですが、ちょっと説明がしっかりと受け止められなかつたので、詳しくもう一度お願いできますでしょうか。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

説明をさせていただいたのは、新たな観光資源を開拓するために、神楽門前湯治村周辺エリアに、いわゆるホウキソウというのを植えまして、それがそこでしっかりと育つかどうかというところを実証実験したいということで、説明をさせていただきました。

○石飛委員長

南澤委員。

○南澤委員

すみません、ホウキソウというものを詳しく知らずに、ちょっと恐縮なんですけれども、そのホウキソウが育てば観光資源となり得るという何か裏づけのようなものはあるんでしょうか。

○石飛委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

関東エリアでありますとか、九州のほうとか、そういった夏ぐらいから秋にかけてちょっと色づいていくような、丸くなるような植物があるんですけれども、そういったもので形をいろいろつくりながらやっていっているところもあります。

ですから、そういったところの事例がうちに合うのかどうか、で、実際にシカが出たり、イノシシが出たりしますので、そういったところでの育っていく過程で、どういう影響があるのかというところをちょっと確認をしながら、もし成功すれば、そういった鑑賞エリアを市内のほうにつくっていけないかなということで、このたび実証実験をしたいというものでございます。

○石飛委員長

南澤委員。

○南澤委員

まずは、神楽門前湯治村でうまく育つかどうかの試験をして、うまくいくようだったら、それを全市的な、あるいは地域を定めて展開していくというようなお考えでいらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○石飛委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

適地の問題もあるうかと思いますが、まずは湯治村のほうでやってみて、それで有効的に活用できるというような判断があったり、有効できるような場所があれば、そういった展開も考えているということでございます。

○石飛委員長

南澤委員。

○南澤委員

まず、ホウキソウに目をつけてというところなんだろうと思うんですけれども、この事業自体は市が主導で行っていくのか、それとも民間というか、地域のほうで、面白いじゃないかと受け取っていくことを想定しているのか、その辺りの展望をちょっとお聞かせいただければと思います。

○石飛委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

新年度においては、業者のほうに発注をして行ってまいります。神楽門前湯治村の今の周辺のところで土壤改良が必要となりますので、そういったところも含めて、まずは業者委託で1年間実証実験をしていきたいというふうに思います。

このたびは、市の主導でやっていくと、新年度については、市の主導

で実施をしていくというものでございます。

具体的には、現時点では市の主導という形になりますけれども、もしかしたらボランティアの参加によって、そういった植栽とか植樹ということも可能ですので、それはまた今後検討していくという形になろうかと思います。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 133ページの観光振興施設管理運営費の中の12節の委託料の一般業務に関する委託料、この中身について、もう少し詳細に報告いただけないでしょうか。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 委託料の内訳でございます。

冒頭、説明をさせていただきました各種計画策定業務委託料、こちらは、今後、整備を予定しておりますサッカー公園の天然芝の改修、観客席の設置、それとクラブハウスの老朽化対策、そういったところの公園のリノベーションを目指した改修基本計画を策定するものです。

看板修正業務委託料、こちらにつきましては、サッカー公園の名称、吉田サッカー公園となっておりましたが、数年前に安芸高田市サッカー公園と名称が変更しておりますので、市道にあります看板の修正を行うものでございます。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 内容については、先ほど2回聞かせていただいたんですが、最終的にどのくらいの事業費を見込んで、この業務委託料を上げていくのか。内容を精査しないと分からんというのは当然なんですが、一定のある程度何億円とか、そういった目標は設定した上で、この計画策定というのに入ってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の見込みはまだ立っていませんか。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 この基本構想の中で、およそその概算費用というのをつかんでいきたいというふうに思っております。

金行委員。

○石飛委員長 今の関連ですが、サッカー公園は寄附で、寄附の中に銘板か何かをするという案がございましたよね。あれも一緒に含んでおるのか、1点、お聞きします。

○金行委員 佐々木課長。

○石飛委員長 寄附の銘板のことですね。

○佐々木政策企画課長 こちらに関しましては、前回の補正のときに銘板を設置する費用を計上させていただきました。最終的に、2月の終わりで寄附の受付を終了しましたが、ちょっと予想を上回る寄附の額、寄附者数がございました。繰越しをした費用で設置をしていくというふうに考えておりますが、少

し予算のほうが足らないかもしれない、そういういたところをちょっと踏まえまして、今後、また対応を考えていきたいというふうに思っております。

○石飛委員長

山本優委員。

○山本(優)委員

59ページの定住促進事業費の中で、委託料、地域人材育成事業委託料、地域おこし協力隊活動支援業務委託料、事業型地域おこし協力隊業務委託料、地域おこし協力隊募集支援業務委託料と、その下にある補助費も入れたら、約1,600万円以上になると思うんですよね。

これは、過去だったら、これ、1事業者で全部やっとると思うんですが、その委託の中身については、これはどのようなことをやって、どういう成果が出とったかというのを分かるんですか。説明ができればしてください。

○石飛委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

59ページでよろしかったですかね。

委託料の件でございます。

まず、地域人材育成事業につきましては、こちらは安芸高田市のほうに新しく企業に就職される方でありますとか、あとは高校生のキャリア支援、そういうものの業務でありまして、新しく。

○石飛委員長

課長、人材育成じゃなくて、地域おこし協力隊にまつわる委託料のこと。

○佐々木政策企画課長

すみません、失礼しました。

地域おこし協力隊の活動支援業務でございます。

こちらは、冒頭、説明をさせていただきました、2023年度に採用した地域おこし協力隊員、2024年度に採用します地域おこし協力隊員、こちらを協力隊のOB・OGが年間を通じてサポートしていく業務でございます。

事業型地域おこし協力隊業務のほうにつきましては、こちらも説明をさせていただきましたが、人件費と活動費を含めて民間事業者へ委託するもので、これまで取組をしておりますジビエ肉を活用した活動業務を支援していくというものでございます。

地域おこし協力隊募集支援業務、こちらにつきましても、協力隊の募集から、そして地域への定着、そういうところにつきまして、全面的に支援をしていくというものでございます。

成果につきましては、1点目の地域おこし協力隊活動支援業務、これは新規の事業でございますので、成果というのは、これからという形になります。

事業型地域おこし協力隊の業務につきましては、今年、2名の者が該当しております。1名は、今年度末をもって協力隊を卒業いたしますが、起業をしていくということで、安芸高田市にも引き続き定住をしていくということで、成果は出ているというふうに思っております。

地域おこし協力隊の募集支援業務につきましては、新年度、7名の募

集をしていくということで、一旦、先般、募集をしております。4名の方が合格をされて、現在のところ、新年度において3名を雇用するようにしております。

成果としては、以上です。

山本優委員。

支援業務については分かりましたけれども、これは3年ぐらい前から支援業務をやつとるはずなんですが、それは、この年度によってから報告書とかみたいなものは出てくるんですか。事業内容の報告書というようなものは、委託料を出しとるわけですから、そういうものは出てくるんだろうと思うんですが、あるんですか。

○石飛委員長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 まず、事業型地域おこし協力隊のほうにつきましては、これは月に一度、市役所のほうで業務の打合せをしておりますので、その1か月の活動報告というのを月々収めていただいて、最終的には1年分の報告書が私たちのほうに収められるということで、実績のほうは、そこで確認をしております。

地域おこし協力隊の募集支援業務につきましても、募集要項といったものをつくっていただいて、そちらが成果物として市役所のほうに収められているというものでございます。

山本優委員。

報告書があるんだったら、それは開示できるんですか。

佐々木課長。

はい、それは開示はできます。

分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

29ページの企業版ふるさと納税、先ほど山本委員の質問で答弁があつたんですが、ちょっといまいち理解できんかったんで、重複になるかもしれません、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

企業版ふるさと納税は、今年度が目標額が7,000万円にされて、次年度が5,000万円に下げられて、2,000万円下げられておるんですよね。

63ページで書かれている企業版ふるさと納税取扱請負業務委託料、これ、成功報酬とたしかおっしゃったかと思うんですが、これ、220万円で、本年度も次年度も変わっていないと。成功報酬と言うんだったら、目標額を下げられたら、そこは下がるんじゃないかなと思うんですが、ちょっと仕組みがよく分からんので、説明していただけますでしょうか。

佐々木課長。

63ページの企業版ふるさと納税取扱請負業務委託料でございます。

こちらのほうにつきましては、受託事業者が市と企業の間に入りまして、本市のほうに企業版ふるさと納税の仲持ちをしていただいたということで、それで成功した場合に、寄附額の20%相当額を受託者の方に

お支払いするというものです。

今年度は相談はあったんですが、ちょっとまだ最終的な納税のところにまだ行かなかったということでございます。

今年度の企業版ふるさと納税の納税額が3,000万円ちょっとでございまして、目標額よりちょっと半分程度の額に現時点ではなっておりまして、新年度においては、少し目標値を下げる、目標到達が可能な5,000万円ということで、目標設定をさせていただいております。

○石飛委員長

○高下企画部長

高下部長。

ちょっと補足をさせてください。

企業版ふるさと納税については、その成功報酬型でもっと集めていくという、金融機関のつながりで企業版ふるさと納税を集めるというもののだけじゃなくて、もちろん私たちも個別のつてを頼ったり、興味がありそうなところに向いて実際に出向いていって寄附をお願いしたり、そういうふうな2つの方法があります。

今年度については、全て市のほうで直接回ってお願いをしたり、または個別にお話をいただきたりしてということで成約したものでありますので、その結果、ここで組んでいる委託料を使うことがなかつたということです。

ですので、新年度のところについては、もっとそういうお声がけを直接してというのを、毎年毎年というのもなかなか続けられるかどうかということも分かりません。

こういったほかの企業のつながりを使って、それを委託して、成功報酬というところで、しっかりそのベースをつくっていきたいということも意図しています。

以上です。

児玉委員。

いまいちよく分からんのですが、昨年度と一緒に、この委託料220万円ですね、これ、今年度と来年度と同じ220万円を上げられていて、今年度は自分たちでやったということになるんですか。その委託料は計画しておったけれども、皆さんでやられて、その参考値がないというんですかね、220万円の。来年度は、今度は成功報酬として出されるんでということで、同じ金額を充てられたということで理解しておっていいんですか。

○石飛委員長

○児玉委員

高下部長。

そのとおりです。

今年も回りましたし、来年も同じように企業の皆さんにはお声がけをしていきますが、成功報酬型の部分も持っておいて、その予算の金額が、今、同額にしているという、それだけでございます。

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○石飛委員長

○山本(数)委員

55ページから順に質問していきたいと思うんですが、時間のほうはよ

ろしいですか。

○石飛 委員長

まだ質疑がありますよね。

引き続きやりたいところですが、ここで、おおむね1時間20分たちましたので、2時半まで休憩とさせてください。

休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛 委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

引き続き、政策企画課の予算について質疑を求める。

質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数) 委員

今から順次質問していきたいと思うんですが、まず最初に55ページ、企画調整等に要する経費の企画調整事業費、12節の委託料ですが、企業共用寮基本構想作成委託料というのがありますね。これは、若手社員向けの寮をつくると、こういう説明だったと思うんですが、この構想を作成して、この寮をつくるといったときに、何かこれをつくらにや寮の建設費が補助対象にならんとか、条件があるんかどうか。なぜつくるんかというところを、ちょっと教えてください。

佐々木課長。

○佐々木 政策企画課長

市内企業の若者社員の定着対策というところが、企業と話をする中で課題であるということがございます。

これまで、人材育成事業で市と企業が連携をして、若者の企業離れ、そういうところをなくそうというような取組もしておりますが、なかなか十分な成果が上げられていないというのが実態でございます。

若手社員の獲得や市内の就職の定着、そういうところが市内企業の共通の課題というふうに捉えておりまして、市が市内企業と一緒になりまして若手社員向けの寮を建設し、運営を利用する企業がその費用を担うといった想定をした基本構想をつくりていきたいというものでございます。

これが実現するかどうかというのは、一応、基本構想をつくった上の話になってまいります。

市内企業、商工会、工業会、そういうところに幾らか相談をして、アンケートを取っております。

36事業者に対して実施をしております。そのうち、15者から回答がありました。

それぞれ社員寮を持っておられるところ、持っておられないところ、それとか住宅に対しての補助がある、ないとか、そういうところも聞き取りをしております。

実際に、専用の寮を有していたのは1者しかなかったんですが、その

他のところにつきましては、幾らかアパートとか、そういったところの住宅の費用を出しておるというところがございまして、大半のところが、もしそういったものがあれば一緒にやりたいというような前向きな意見をもらっているということがございますので、一步進んで、基本構想の段階で、また情報共有しながら、実際にどんなものができるのかといったところを、来年1年、ちょっと検討をしていきたいというふうに思っております。

○石飛委員長

○山本(数)委員

山本数博委員。

若干、分からんところがあるんですが、この計画をして、実施に向けて、共同でやっていくという中での発想で、これを計画してみるかとなつたのか、それとも企業、工業会や商工会の役員の方たちと話をしよつて、行政主導で計画をして、要望に応えて、行政主導でやっていこうと、こういうふうになったのか、どちらなんでしょうか。

○石飛委員長

○佐々木政策企画課長

佐々木課長。

働きかけのほうは、行政のほうからしております。

単なる共同の社員寮というような発想ではなく、社会変化に柔軟に対応できる人材育成であつたり、交流とか、一つの寮の中ですので、寮の生活をする中で、違う職場同士の者が顔を合わせて人間関係をつくっていくと、いわゆる交流とか連携、そういうものを生み出すような施設にならないのかということ、あとは、そういったところから、全国から安芸高田市でも働きたい、そういった声が上がるような、そんな魅力のある寮にならないかというようなところで話をしてきた経緯がございます。

○石飛委員長

○山本(数)委員

山本数博委員。

行政主導で発案したという話ですけれども、工業会もありますね、商工会もあるんですけど、そういった役員の方に言われたんだろうと思ひますが、それはぜひあれば利用させてもらうと、こういうような話が進んで、じゃあつくってみるかと、こういうことになつたんですか。

佐々木課長。

まだ簡易なアンケートの段階でございますので、ですから基本構想をつくる中で、こういった魅力のある施設であれば、ぜひ我々も参加してみたいというようなものに持つていきたいということでありまして、まず基本構想の段階ということあります。

山本数博委員。

基本構想をつくるにしては、金額が500万円を超えるような金額で、何をつくられるんですか。

建屋の設計書でもつくられるんですか。

佐々木課長。

基本構想をつくっていくという形になりますので、基本理念とか、基本方針、あとは建設の候補地でありますとか、想定される規模、そういったものを基本構想の中で取りまとめていくというものでございます。

- 石飛委員長 山本数博委員。  
○山本(数)委員 これは、どういった人がつくるんですか。  
○石飛委員長 佐々木課長。  
○佐々木政策企画課長 設計コンサル等に委託をしたいというふうに思っております。  
○石飛委員長 ほかに質疑はありますか。  
○山本(数)委員 山本数博委員。  
○石飛委員長 次に、57ページなんですが、12節の委託料、甲迎館管理委託料というのがあるんですが、直営にするという答弁だったと思うんですが、どういう形で委託されるのか、中身を御説明をお願いします。  
○佐々木政策企画課長 佐々木課長。  
○山本(数)委員 甲迎館管理委託料96万6,000円の内訳でございます。  
○石飛委員長 鍵の管理を地元の方に委託するものでありますとか、植栽の管理、あとはトイレ・施設の清掃、そういう業務を委託するものでございます。  
○佐々木政策企画課長 山本数博委員。  
○石飛委員長 それぞれの種類ごとに委託されるんですか。  
○佐々木政策企画課長 佐々木課長。  
○山本(数)委員 はい、そのように考えております。  
○石飛委員長 ほかに質疑はありますか。  
○山本(数)委員 山本数博委員。  
○石飛委員長 次に、59ページなんですが、先ほど山本優委員が質問された12節の委託料で、一般業務に関する委託料、まずはこの安芸高田市地域人材育成事業委託料、市内に新しく来られる人の対応ということなんですが、どういったところに委託されて、何をするんでしょうか。そこを御説明をお願いします。  
○佐々木政策企画課長 佐々木課長。  
○山本(数)委員 すぐに業者名が出てこないんで申し訳ないんですが、内容的には、先ほどちょっとと言いかけたんですが、安芸高田市に新しく企業にお勤めになられる方、そういう方が安芸高田市でつながりを持つような、いわゆる研修をやったり、講習会、そういうものを実施したりする業務であったり、あとは向原高校、吉田高校の1年生・2年生が安芸高田市の企業の、安芸高田市にどんな企業があるのかといったところ、その企業の就職をあっせんする担当者と交流をしたりとか、そういうようなものを開催して、安芸高田市の企業に就職をしていただくような、そんなサポートをするものでございます。  
○石飛委員長 高下部長。  
○高下企画部長 業者名ですけれども、令和5年度については、キャリアプロジェクト広島という団体であったと記憶しております。キャリアプロジェクト広島です。  
○石飛委員長 山本数博委員。  
○山本(数)委員 今の中身を聞いたら、以前は、工業会と協議をしながら、工業会が主催で、そういう就職案内なり、企業の説明会なりをされたように記憶

しておるんですが、そこの民間企業に頼まんでも、担当課主催で、商工会や工業会と協議しながら、今さっきの説明のようなことはできるんじゃないかと思いますけど、そういう民間企業へ頼まないけんのでしょうか。

○石飛委員長

佐々木課長

○佐々木政策企画課長

おっしゃられました工業会と以前やっていたというのは、恐らく商工観光課のほうが所掌してやっていたというふうに思います。

そのときも、先ほど部長が申し上げましたキャリアプロジェクトと一緒にやってきた経緯がございます。商工観光課のほうから政策企画課のほうに一部所掌業務が移行したということで、以前からやっている内容というのは、ブラッシュアップしながらではございますけれども、継続した事業ということでございます。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

次の質問に行きます。  
地域おこし協力隊活動支援業務、この委託料ですね、これは2023年度採用の方と、2024年度採用の方の支援を業務委託するというふうに言われたんですが、2023年度雇用が2人だったんですか。2024年度雇用、これは全部直営。

○石飛委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

2023年度に採用した2名の地域おこし協力隊、そして2024年度は、先ほど申し上げましたが、3名を予定しております。今後、追加募集等をしていきたいというふうに思っておりますので、最終的には、ちょっとどうなるか分かりませんが、その者の協力隊のサポートということで、卒業したOB・OGの力を借りながら、年間を通じて、いわゆる仕事・生活を含めて全般的なサポートを行っていただきたいということで、業務委託で実施するものでございます。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

2024年度の3名の地域おこし協力隊ですね、これは委託型でやられるんですか。聞いとるのは、任用型と聞いとるんですが、直営。

○石飛委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

2023年度雇用している者と2024年度に雇用する者、これは全部自前で雇用しますので、委託型ではございません。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

委託型でなくて任用型、要するに直営でしょう。直営で雇用した人を、なぜ支援をせにやいけんのですか。

会計年度任用職員で雇用するんでしょう、任用型は。それぞれの課に配属されて、そこで職員が管理しながら、この協力隊員は活動するということになるんじゃないですか。それを、何で委託せにやいけんのですか。

○石飛委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

まず、1年目については、市役所の中で我々と一緒に、担当の職員と

一緒に業務をしていくという形になりますが、その中でも、全部が全部庁舎の中で仕事をするというわけではなく、地域のほうに出向いて仕事をする場合もございます。

ですから、そういったところで、やはり経験のあるOB・OGのサポートを受けていきたいというものでございますし、週休日になりますと、そういったところで活動する場合もございますし、対面で指導を受ける以外にも、電話連絡、LINE、そういったところでのサポートというところも考えております。

ですから、我々がサポートできるところもありますけど、それ以外のところも協力隊のOB・OGの力を借りてサポートをお願いしたいということで、業務委託で発注をするものでございます。

山本数博委員。

平行線になるかも分からんのですが、任用型は、各職場に配属された、要するに職員ですよね。職員として雇って、ここに主な事業、業務と書いてあると思つとるんですが、それをそれぞれが担当して、それぞれの担当課に配属されてやられるんじやと思いますけど、その職場の職員が、日常に当たっても、それは全て職員として一緒におるんですから、その課が責任を持ってやって当然じやと思うんですが、この2024年度採用の3人ですよね、これを委託する必要はないと思いますけど。

佐々木課長。

地域おこし協力隊員につきましては、週30時間の勤務でございます。職員と約10時間の勤務の差があります。毎日勤務する者もおれば、月曜日から木曜日で、金・土・日で地域で活動していくというような者もおります。安芸高田市を知らない方が、要は、いわゆる県外から来られて、全然知らない地域で生活していくというようなこともございますので、日常的なサポートも必要であるというふうに考えております。

これは、これまでの地域おこし協力隊員を受け入れてきた中での課題といいますか、そういったところから、こういったフォローが必要であるというような考えに至っておりますので、日々サポートをしていただける、あとは業務をサポートしていただける、そういった力を借りたいということで実施するものでございます。

山本数博委員。

この間の一般質問でもお伺いしたんですけど、要するに、これを受けられる業者はもう決まつとるんでしょう。金額も決まつとるんじゃないかなと思うんですけど、そこらはどうなんでしょうか。

佐々木課長。

こちらの募集を含めて、入札を執行する担当課とも、実は昨年の12月ぐらいから協議をしております。

1者によることなく、例えば過去に地域おこし協力隊員の実績を受け入れた者がおれば、そういったところが参加できるような仕組みができるのかというようなところを話をしてきました。

このたび、事後審査型競争入札というのがありますて、そういうところで、1者に限らず、そういう経験があるところの業者が入れるような入札方法で実施したいということで、今、準備を進めております。

○石飛委員長

○山本(数)委員

山本数博委員。

今の建設的な考え方は、了解しました。

ただ、この間も言わせてもらったんですが、設計書を見たときに、指導活動費ですか、これが一式になつとて、指導をどのようにせよということが、まずないんですよ。そこを、この間、一般質問でお伺いしたんですが、あんまり深く突っ込んで、時間がなかったんで、今回に回させてもらったんですけど、指導活動費を一式と言ったら、1年の間に1回、本人に会って、日常生活の話をしましたと言ってもオーケーになると思うんですよ。

仕様書を読んだら、市が呼びかけたときに同席していることが書いてあったんで、少なくとも市が呼びかけたときは、そのOB・OGの人が出でくると思いますけど、そこら辺が不明瞭だということで、この間、質問したんですけど、一式で良いというのが答弁だったですね。

検査のときに、これだけやってくださいよと、設計書で積算したものがあつたでしょうと、行政側もチェックするためにも、その詳細は必要じやと思うんですけど、今後も一式で指導費というのは行かれるつもりでしようか。

佐々木課長。

今の具体的な指導の内容といいますか、時間的なところをどこまで書くかという形になるんですけども、ある程度、仕様書のほうで、こういった業務をやってくださいと、目安としてはこれぐらいですよとかといったものは、お示しをするようにしております。

ただ、その指導されるというか、その時間も目安なので、あくまでもそれを示した以上、やつていただければいいんでしょうねけれども、その業務によつたら、あくまで目安なので、それに満たない場合もあるかもしれません。

ただ、満たなくても、成果としてその業務が達成できれば、それは業務として成り立つというふうに思います。

ある程度、その仕様書の中で具体的に示せるものは示していきたいというふうに思っておりますが、もし仕様書に定めのないことについては、やる中で協議をして明文化していくというような考えであります。

山本数博委員。

ですから、この間、一般質問で言いましたように、3年、4年、5年の設計書は一式になつとるが、それじやあ確認できんだろうということを言ったんですけど、その辺の積算の部分は改善の余地はあるんかというところのお考えを教えてください。以前どおりじやと言われるんか。

高下部長。

必要に応じて書き込んでいくということです。

これまでのものが足りていなかったとも考えておりませんが、今回の新たな事業でありますので、そこをどの程度書き込んでいくか。

そもそも、どこを到達点にするかというところで、おのずと実施事業者でどういった働きかけが必要というふうなことは示せるものと思いますし、そういったものを引き出すほうが、こちらであまりがちがちに決めてしまっても、お互いよいものができないということでは困るので、そのあんばいを見ながら適切に入れていきたいというふうに思います。

○石飛委員長

○山本(数)委員

山本数博委員。

その辺、私の思いでは、改善されるべきじやというふうに思いますんで、その辺は遵守して執行してもらえばというふうに思います。

その次に、地域おこし協力隊募集支援業務委託料というのがありますけど、これはどのような発注の仕方になるんでしょうか。

佐々木課長。

先ほど申し上げました事後型の競争入札で執行するように考えております。

山本数博委員。

事後型でやられると言われたんですが、ちょっと具体的な想像ができるのですが、具体的にはどうなるんでしょうか。

鈴川課長。

事後審査型一般競争入札、これまで指名競争入札という中で、名簿に載っている方、それを指名するという考え方です。この事後審査型一般競争入札といいますのは、入札参加資格者名簿の中で登録があって、例えば所在地が広島県内であってというようなところを設定をするんですけども、同等の業務をこれまでやつとる方が自分で手を挙げて入札に参加するという形の入札です。で、事後審査を入札後に、確かにその資格があるかどうかというところを提出してもらって、それを審査して、落札決定をするという入札方法です。

以上です。

○石飛委員長

ほかに質疑はありますか。

山本数博委員。

次に、61ページなんですが、一番上の安芸高田市まちづくり活動支援助成金というのは、何をするんだったか、教えてください。

佐々木課長。

いわゆる自主的なまちづくりの活動に参加される方に対して助成を行うというものでございます。スタートアップ部門、レベルアップ部門と2つの部門がございます。

まず、スタートアップ部門のほうですけれども、新たに地域のほうで活動を起こそうとする団体に対して支援するものでございます。1回限りで、上限が70万円。

レベルアップ部門につきましては、まちづくり活動を行ってきた団体の発展を支援していくということで、これは3回ほど交付回数がありま

して、1回当たり10万円が上限となっております。

構成員としましては、5名以上かつ安芸高田市在住の方、団体の所在が安芸高田市であるというような条件がございます。

○石飛委員長

○山本(数)委員

山本数博委員。

次に、高校応援プロジェクト補助金についてお伺いしますが、向原高校が100万円、吉田高校が100万円、残りが何かに、何だったですかね、使われるということを言われたように思うんですけど、このお金は高等学校に渡して、自由に使いなさいというふうに言われておったと思うんですけど、それより向原高校は、向原の地域を挙げて生徒の確保をするという住民活動がありますよね。うちの家を下宿で貸してもええぞと言って家を提供すると、そういう取組を向原では始められておると思うんですよ。

あれやら、以前にもありましたけど、列車の定期代金の助成とかというふうに、行政が生徒が増えるための支援をやつとったというふうに思います。好きに使いなさいというのもいいと思いますけど、行政の課題として、向原高校の生徒が増えるような、それに投資すべきじゃということを思うんですけど、吉田高校もバスで通学しよる者がおると思います。バスの定期代は列車の定期代より倍ぐらい違いますんで、その辺を行政が支援をして、吉田高校も向原高校も生徒が増えるような行政をやるべきじゃというふうに思いますが、そういう発想は、この補助金を考えるときになかったんでしょうか。

(予算の審査になっていますか。との声あり)

今のは、ここに含まれていると、答弁されれば、それでいいんですが。(含まれません。関係ない。との声あり)

向原の地域は関係ない。

(関係ない。という声あり)

じゃあ、それだけを答弁していただけますか。

石丸市長。

今、言及されたのは、高校の魅力化という事業なので、勝手な主張だと思うので、それはもちろん入っていません。

以上、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

先ほどからの質疑・答弁の中で、人材育成というところに力を入れられているというのをお聞きしまして、本当に企業・産業、本当に危機感を持っていらっしゃると思います。

ただ、その視野が企業や産業ばかりに向いているような気がして質問をさせていただくんんですけど、企業・産業ばかりではなくて、本当に住民の命にも関わる病院というところも、このたび5階を閉められました。それはなぜかというと、看護師の人数が足りない、もう看護師がいなくなっているという状況があるということで、閉められております。

そういうところを見ると、やはり企業ばかりではなくて、住民が関わる、そういうところ全てを網羅した形で人材育成というところも考えていただきたいと思って、ちょっと質問するんですけども、本当に病院というところは、いろんな多職種が集まるところです。看護師だけじゃないんですね。作業療法士、リハビリテーション、レントゲン技師、薬剤師等、たくさんの職種の方々が働いていらっしゃるところで、それがどの方が辞められても、人数がないと総合病院は成り立ちません。

安芸高田市にとってただ一つの総合病院ですので、その人材育成も、このたびのこういった中に含めて、地元の高校生が、そういう地元の病院で働く、そういう職種がたくさんありますから、そこに持つていって興味を持っていただく、そういうことも考えた人材育成を、そういう考え方をお持ちではないか、今後に向けて考えていかれる余裕というか、そういうものはおありでしょうか。それを確認させていただきたいと思います。

○石飛委員長

石丸市長。

○石丸市長

まず、勝手な主張をされると困ります。

そして、ここは一般質問の場ではないので、そういう質問は一般質問でされるべきです。

山根議員は詳しくないから、そういうふうにおっしゃるのかもしれませんですが、自ら今言われた言葉に答えがもう入っています。

産業・企業ばかりとおっしゃるんですが、医療・福祉も産業であり、企業です。当然、看護師も対象に含まれます。

山根委員。

これは人材育成の中で含まれることですので、そういう今後に向かたお考えはないかと聞いたんで、そこを違うもののように言われていますけど、含まれるとも言われましたが、そんな中で、含まれるんであれば、そのような文言が入っていれば、私もこの質問はなかったんですが、あまりにそういう文言が全くなかったという思いから聞かせていただいておりますが、お答えをお願いします。

石丸市長。

よく意味が分かりません。何を聞かれているんですか。お考へって、何の考えですか。もう一旦、答えた内容だと思うんですけども、何を聞きたいのか、さっぱり意味不明です。

補足説明できますか。

補足説明させてください。質問になっていないです。何の考えを聞かれているんですか。漠と聞くのはやめてください、丸投げで。何がどうだというふうな質問なんですか。

山根委員。

何がどうというのが分かっていただけないのが不思議なんですけれども、医療関係も企業のうちだと言われましたが、その中で、医療関係の中でも人材育成が厳しくなっているということについて、しっかりと受

け止めをしていただくように、そのお気持ちというか、考え方、どう言ったらいいですかね、医療関係も含めて考えていらっしゃるのですかと聞けばいいですか。

答弁をお願いします。

○石飛委員長

石丸市長。

○石丸市長

なので、先ほど含んでいるとお答えをしています。

含めると、もう一度言っておきます。

山根委員。

担当課からお話を聞く中で、そこが除外されているんではないか、入っていないのではないかというように私は受け止めていましたんで、押さえをさせていただきました。

市長がそのようにお答えになるんであれば、了解いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

65ページの地域情報化推進事業費、12節の委託料、一般業務に関する委託料なんんですけど、スマートフォン体験教室業務委託料が今までの資料では、随意契約1者でやられておったんで、この間、一般質問をしました。

これなんかは入札でやるべきじゃというふうに思いますが、相手が1者しかおらんかったと、こういう話だったんですが、そちらの改善はされる予定ですか。

佐々木課長。

スマートフォン体験教室業務委託料の発注でございますが、競争入札を考えております。

以上です。

山本数博委員。

最後になります。131ページ、観光振興に要する経費、観光振興事業費の中の18節のサンフレッヂエ広島応援事業補助金とあります。これは、新しくスタジアムができて、列車で行くのも便利がよくなつたんですね。以前のようにバスを借り切って、安芸高田市の席を取つて、以前どおり行かれるのか。切符が入手しにくい状況に今はなつておるんで、市民へその切符を、市が獲得した分を優先的に販売して、列車やバスで、公共交通機関ですね、自動車で行く人もおられるかも分かりませんけど、切符の確保をして、それを市民に配布して、それで行ってもらうような応援の在り方もあると思いますが、以前どおりの応援でしょうか。

佐々木課長。

ちょっと切符とか、以前どおりというのが、ちょっと理解できないところがあるんですけれども、まず今シーズンやっているのが、新スタジアムの指定席40席を、まず市といいますか、実行委員会のほうで確保しまして、それを道の駅で販売しております。

その試合に行っていただくのは、もう購入された方が公共交通である

とか、自家用車であるとか、そこはもうお任せをしております。

もしかして、そのバスでというのは、安芸高田市が年に1回、スポンサー ドゲームをやっておりまますので、そのこととちょっと勘違いされて いるのかなというふうに思うんですが、そちらについては、まだこれからではございますけれども、スタジアム周辺の駐車場の確保が難しいと いうことがございますので、駐車場の確保ができれば、バスで行くとい うことも考えられますけれども、もしそういうことが難しいということ であれば、それは一般の販売分になりますけれども、それはもうチケッ トをお渡しして、銘々で行ってもらうというような形にならうかという ふうに思いますが、まだスポンサー ドゲームの詳細についてはこれから でございますので、まだ現時点でははっきりとしたことは申し上げられ ません。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

この補助金というのは、スポンサー ドゲームへ行くための補助金で しょう。今、道の駅で切符の販売をしとる費用もこの補助金のうちなん でしようか。

○石飛委員長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

まず、チケットでございますので、そちらのほうは切符ではないので。 道の駅で販売しているのは、一旦、年間指定を実行委員会のほうで押 さえております。ですから、その押された費用は補助金で一旦払ってお りますけれども、販売されたお金につきましては、最終的には市のほう に返却をしていただくという形になっております。

あと、スポンサー ドゲームの実行費につきましても、この補助金の中 に入っているということでございます。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

131ページの先ほどの関連で、チケットの年間指定を買って、それを 道の駅で販売して、そのお金を道の駅から市のほうに入れてもらうとい う説明だったと思うんですけども、道の駅に対して、その手数料を払 ったりというようなことはないんですか。

佐々木課長。

○石飛委員長

チケットの販売の業務を委託しておりますので、実行委員会のほうか ら手数料の支払いをしております。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって政策企画課に係る質疑を終了します。

これより、企画部全体に係る質疑を行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、企画部の審査を 終了します。

ここで、説明員交代のため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 3時14分 休憩

午後 3時16分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛 委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

これより、会計課の審査を行います。

会計課の予算について、説明を求めます。

森岡会計管理者。

会計課の予算を説明いたします。

初めに、歳入です。

予算書31ページをお開きください。

説明欄下段、預金利子として62万9,000円を計上しています。

これは、会計期間中の歳計現金等余裕資金の短期定期預金運用による利子収入です。前年度と比べ7万5,000円の増額をしています。

続いて、歳出です。

49ページをお開きください。

説明欄中段、会計管理事業費は、前年度と比較して153万5,000円増額し、798万2,000円を計上しています。

増額の主な要因は、銀行間振込手数料として本年10月から適用される内国為替制度運営費を見込んだものです。

今後も、公金の適正管理を目的とし、迅速適正な事務の執行に努めたいと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○石飛 委員長

歳入のところで、31ページの歳入で、預金利子が7万円ほど増えるということだったんですけれども、これはかなり全体としては大きな比率で増えるなと思うんですけれども、どういう理由でそのように増えるんでしょうか。

森岡管理者。

こちらの利子ですが、各所属から支出・収入予定額を定期的に取りまとめ、そこで発生しました一時的な余裕資金の預け入れによる利息になります。

基本としては、1回当たりの平均預入額と預入日数、そして見込みの利率でもって算出しております。

今年度につきましては、1回当たりの平均預入額と預入日数の増加に伴う増額でございます。

○石飛 委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、会計課の審査を終了します。

続いて、行政委員会総合事務局の審査を行います。

行政委員会総合事務局の予算について説明を求めます。

国司行政委員会総合事務局長。

それでは、歳入から説明します。

予算書の27ページをお開きください。

中ほどから下、3節選挙委託金1,000円は、在外選挙人名簿登録事務の委託金です。

次に、歳出について、61ページをお開きください。

上の段、公平委員会費は、前年度と同様に委員3名の日額報酬などです。

次に、69ページをお開きください。

説明欄中ほどから下の段、固定資産評価審査委員会費は、前年度と同様に委員3名の日額報酬です。

次に、73ページをお開きください。

説明欄中段、選挙管理委員会の運営に要する経費のうち、選挙管理委員会費は、前年度と同様に委員4名の月額報酬などです。

次に、その下の段、市長選挙に要する経費は、7月28日執行予定の任期満了に伴う安芸高田市長選挙の経費で、投開票事務従事者の時間外勤務手当などの職員手当、投票所入場券はがきなどの郵送料などの役務費、75ページをお開きください。上の段、ポスター掲示板の設置、撤去に係る委託料などです。

次に、その下の段、市議会議員選挙に要する経費は、11月30日任期満了に伴う安芸高田市議会議員一般選挙の経費で、投開票事務従事者の時間外勤務手当などの職員手当、事務消耗品、印刷製本費などの需用費、選挙運動費用公費負担金などです。

最後に、77ページをお開きください。

説明欄一番下の行、監査委員費ですが、次の79ページをお開きください。

上の段、前年度と同様に監査委員2名の月額報酬などです。

以上で、説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑にはいります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

質疑なしと認め、これをもって行政委員会総合事務局に係る質疑を終了します。

以上で、本日の日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

次回は、14日午前10時より再開します。

【速報版】

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時23分 散会